

# 中報社要覽

團人法

特 256

221

優良報德社  
要覽叢書  
第一輯

大日本報德社



始



256  
221

## 中報徳社要覽目次

一、勝間田村並に中區の一班	一
イ、勝間田村一班	一
ロ、中區の一班	二
二、中報徳社の沿革並組織	五
イ、沿革	五
ロ、中小仁田報徳社規則	五
ハ、三社合併後に於ける中報徳社	十
ニ、社員數及常會	十二
三、報徳金造成	十三
イ、報徳金の造成	十三
ロ、小仁田社時代の報徳金	十四
ハ、三社合併以後の中社の報徳金	十五
四、事業の概要並に經營年表	十六
イ、事業の概要	十六
ロ、中報徳社經營年表	十七
五、謝恩事業	十八
六、奉仕事業	十九
七、自治振興並教化事業	二十
八、產業振興並指導施設	二二



法人 中報德社要覽

(一) 勝間田村並に中區の一班

勝間田村 戸數七九三戸 人口四、九五四人 (一戸當り六人餘)

字別	戸數	人口	計
中	九三戸	二七二	五三九人 (五、八)
勝間	一一戸	二六七	三七九

三六五



面 積 三二六、三<sup>反</sup> 二百圓未満  
賃貸價格 四、三三九<sup>四</sup> 免稅反別 五五、九一八<sup>四</sup>

烟

烟作物の種別

烟	三五二反七〇五步	桑	普通	烟	六二、七二九 <sup>反</sup>
茶	果樹	園	烟	七、一〇九	
其	他		二七七、五一		
			四、九二九		

而して主產物は米作の七十町六反歩餘であつて、千六百八十

八石、二萬七千五百八十八圓を產出すると統計されてゐるが、平

年作反當七俵に近き米の實收であるから、統計上では頗る少額

に表示したものである。更に推算して米の實收高を見れば

昭和五年 反當三	石一一二、〇八二石
同六年	二石二斗一一、五二六石
同七年	二石八斗一一、九四三一(四、八五八俵)

麥作の如き亦其統計が不備であつて、今直に其實數を知ることが出來ない。

養鶏は十羽以上の飼育者六十四戸、約二千羽に達し、產卵代金は七千二百四十四圓六十錢と報告されてゐる。

茶園は前記の如く二十七町歩餘であつて、相當多量の生産であるが、大體生葉で販賣しておつてその生葉代金は、統計上の

數字は一萬七千六百九十五圓を示すのであるが、確たる數字は知りがたい。養蠶の如きも殆んど見るに足らない數字である。

## 中區に於ける小作料

中區の小作料は今日の收穫より見れば割合低廉である。一反歩の實歩は三百三十歩位あれ共、其小作料反當二俵半乃至三俵半であつて平均三俵に當る、而して中區は百十坪に對して一俵の小作料なるに、隣村は八十坪で一俵の小作料の所もあるから、中區では豊作には殆んど小作料の三倍の收穫ありて、小作料反當三俵の處から多きは九俵の實收をあげておる、こゝに中區農業者の經營上の得點がある。これも耕地整理事業のもたらした效果と云ひ得るであらう。

## 水田と藁の堆肥

中區に於ける水田六十三町歩、之より收穫する稻の藁束の大なるものは粋二升に達し小なるものも一升五合位ありて、反當藁束二百五十束。に達するも殆んど藁を燃料とすることなく、特に良品は麻裏草履の原料として販賣しつゝあれ共、大部分は是を堆肥となして水田に施用する習慣あり、故に冬期農家の庭、田の隅等にうづたかき積肥あるのを見るが、從て土地改良上有効であつて、米增收の理由もまたこゝに存するものなるを知る事が出来る。

## 目的的

二宮大先生ノ遺教ヲ遵奉シ、勤儉推讓ノ美德ヲ獎勵シ、報徳ノ事業ヲ立ツルヲ以テ目的トス

## 方針

自治ノ根蒂ヲ培養シ、社會ノ進歩ニ適應スル方法ヲ撰ミ、風俗習慣ノ改良ヨリ漸次各種ノ發達ヲ企圖セントス

## 信條

一、神德 皇德國家社會及父母祖先ノ德ニ報ユルニ我德行ヲ以テスルコト  
二、勤儉ヲ行ヒ分度ヲ守リ、富盛ノ基本ヲ確立スルコト  
三、善種ヲ蒔キ善根ヲ植エ、幸福ヲ永遠ニ享受スルコト  
二十四日耕地整理祝賀式を兼ね、三社聯合記念會を開き、岡田淡山先生、淺井小一郎先生の講演を聽く事を得たり、既に其當時より恰も一社の如く親密なりしを以て、大正五年三月二十六日三社合併し、新たに中報徳社と稱し、同三月二十九日本社より定款の認可を得、同八月二十一日本縣知事の法人設立の許可を得たり。

明治四十三年十月二十四日

報徳社聯合紀念

中川小仁田報徳社

大正十四年十一月一日

報徳十週年

社團法人中報徳社

(ロ) 中小仁田報徳社規則(明治二十六年)  
榛原郡勝間田村中小仁田報徳社規則

當中小仁田有志者申合せ二宮尊徳翁報徳の教に從ひ結社致候所

以は第一世俗の風俗浮薄に流れ利慾に迷ひ徳義を失するの徒も不少に付き社中の者は専ら推讓の道を心掛け厚く徳義を立て家内の和合は勿論郷里和睦争訟詐偽等の事はなく風俗淳美ならしむること第二は明治の開化に生れ舊來無智蒙昧なる慣習を固守し智識の發達せざるより公利起す能はず公益開く可らず或は鄙智奸民の爲に欺亡せられて不測の損害を被り身を失ひ家を亡ぼすの類も不少を以て眞智を聞き眞理を聞き専ら國家の公益を起すこと第三は文明の餘弊に依て奢侈怠惰の徒相増し職業を粗にし座食を圖り借財相嵩み破産する者不少に付是等の惡弊を認め各々本業を勉強し常に其利害得失を研究し社中一同富盛の基本を確立すること即ち立德開智致富を以て當社成業の目的とし教を聞き業を務め必ず幸福永安の法を子孫に貽さんと一同希望仕候に付今般報徳社へ入社し社則を議定し自今以後屹度此規則を遵奉可致依て詳細條例する左の如し

### 第一條 結社目的

一、銘々自分相應ノ徳業ヲ立テ善ヲ積ミ不善ヲ改メ神徳皇德及父母祖先ノ恩徳ニ報ユルヲ以テ第壹義トスルコト  
一、職業ト分限トニ從ヒ家業ヲ勤メ儉約ヲ行ヒ各々富盛ノ基ヲ建テ幸福ヲ永遠ニ享受スルコト  
一、道義ヲ研究シ事物ヲ明ニシ邪ヲ閉チ奸ヲ塞キ眞理ヲ伸張スルコト

### 第二條 結社年限

一、當明治二十六年ヨリ六十ヶ年ヲ以テ一期結社ノ年限トス満期ニ至テ更ニ繼續ノ方法ヲ議定スル事アルヘシ 但シ五ヶ年ヲ以テ一節トシ一節毎ニ方法ヲ増補修正スル者トス  
**第三條 社員務**  
一、入社ノ者ハ報徳ノ爲先ツ善種積金ヲ州立報徳社へ寄附シ社員ノ證ヲ受クヘシ此善種金ハ本人如何様ノ事故アリト雖モ下ケ戻ヲ爲サス 但シ一ヶ月金壹錢以上十ヶ年間出金スヘシ其以後出金スルハ本人ノ志ニ任ス  
一、右善種金ヲ出ス能ハサル者ハ試業入社トシテ社員ノ證ヲ附セス  
一、社員ハ一ヶ月金五錢宛善種金トシテ積立スルモノトス  
一、毎月一回第二ノ日曜日ヲ以テ會議ヲ開キ報徳ノ道理ヲ研究シ各々職業ノ利害得失ヲ詳カニスヘシ其會議ニハ缺席遲参等無キヲ要ス  
一、州立報徳社ノ集談會ニハ社員ノ内更番ヲ以テ二名宛出席スル者トス

### 第四條 土臺金

一、土臺金ハ州立報徳社ノ下附金ヲ始トシ社員銘々儉約ヲ盡不用物賣却或ハ度外財等篤志者ノ別段ニ寄附スル者トス  
一、州立報徳社ノ下附金ハ永ク其名義ヲ存シテ元金ヲ失フコト無カルヘシ  
一、土台金使用法ハ左ノ數項ニ限ルヘシ

### 第五條 善種金

一、善種金ハ一ヶ年ノ積定壹口金六錢トシ五分利ヲ加ヘ積立ヲ行フ者トス若シ貸附方ヲ異ニスレハ五分利以下又ハ無利息ト爲スコトアルヘシ  
一、土台金年々仕拂殘金ハ善種金ト同一ニ貸附ヲ行フヘシ  
一、第五條 善種金  
一、善種金ハ一ヶ年ノ積定壹口金六錢トシ五分利ヲ加ヘ積立ヲ時ニ限ルヘシ  
天災不幸ノ窮民救助ノ事  
道路橋梁修繕費其他勸業費支用ノ事  
一、善種金及加入金貸附上ヨリ利子剩餘ヲ生スル時ハ其内ニ於テ社費ヲ拂ヒ残金亦是ヲ土台金ニ加フヘシ 但剩餘金ナケレハ社費ハ別段ニ社員ヨリ徵スヘシ  
一、土台金年々仕拂殘金ハ善種金ト同一ニ貸附ヲ行フヘシ  
一、第六條 加入金  
一、善種加入金ハ五分利トシ加入年限ハ三十ヶ年ト定ム臨時加入ハ加入年限本人ノ志願ニ任ス年限ニ及ヒ元利下ケ戻シヲ乞フ時ハ之ヲ下ケ戻スヘシ 但五分利以上ノ加入ヲ不許  
一、加入金ハ善種金ト同一ニ貸附ヲ行フヘシ  
一、第七條 貯蓄金  
一、貯蓄金ハ驛遞局貯金預リ所若クハ公債證書或ハ確實ノ會社ヘ預ケ相當ノ利子ヲ以テ積立ヲ行ヒ一戸金千圓ニ至ル迄ハ一切下附スルコトナシ是ヲ興產資本ト稱ス  
一、小兒出生祝儀積立少年新婦ノ私金遺産積金其他臨時積金等ハ毎月定會日隨意出金スルニ任シ前同斷ノ手續ヲ以テ貯蓄積立ヲ行フヘシ其積立年限ハ本人ノ志願ニ任ス  
一、貯蓄金ハ一切ニ社員ヘ貸附ヲ行フコトナシ  
一、第八條 帳簿取調方  
一、帳簿書式ハ州立社ノ雛形ニ準シ精細調査シ毎年一月前年ノ  
德元恕金ヲ納メシムヘシ(元恕金トハ恩謝金ノ謂也其數ハ年賦一年分ヲ定トス)但シ七

諸拂ヲ爲シ正副三通ヲ製シ社長以下社員一同連印シ州立社

へ出檢印ヲ得其一通ヲ州立社ニ納メ一通ヲ社長ニ一通ヲ社

員ノ内ニ預リ置キ永遠ニ保存スヘシ

一、帳簿用紙ハ州立社定則ノ算紙ヲ用ユヘシ

#### 第九條 役員

一、社員ノ内投票ヲ以テ社長一名副社長一名幹事二名ヲ置ク其

任期ハ各々一ヶ年トス

但シ再選スルモ妨無シ

一、社長ハ能ク報徳ノ道理ヲ熟知シ社員ヲ誘掖シ德行業務ノ進

歩ヲ圖リ社務一切ノ事ヲ總理ス副社長ハ之ニ亞ク

一、幹事ハ帳簿取積金取集メ其他事務社長ノ指揮ヲ得テ忠實

ニ取扱フヘシ 但金濱リハ幹事中ニ於テ撰定スヘシ若其人

無レハ社長副社長ノ内ニ於テ預ルヘシ

一、役員ハ總テ無給トス社用ヲ以テ他行スル時ハ相當ノ旅費ヲ

給ス

#### 第十條 會議

一、會議ノ節ハ天祖神號幅ヲ正面ニ右傍ニ報徳訓左傍ニ二宮先

生ノ肖像(肖像ナケレバ勤行ノ圖分内ノ圖等)ヲ掲ケ御酒御饌ヲ獻シ社員皆禮

拜スヘシ

一、會議ノ節ハ先ツ其月ノ善種金ヲ納メテ帳簿ニ記載シ臺ニ載

セテ神前ニ供フヘシ

一、會議ノ節可議ノ條件ハ左ノ如シ

財本ヲ會シ工業ヲ起植物富産ノ方ヲ立ル等ノ事耕作ノ便利

肥培ノ法ヲ窮ル等ノ事

村内丁場未定ノ向ハ村長へ申出丁場ヲ定ムヘシ

一、氏神掃除ハ番丁ヲ以テ氏子へ相廻シ日曜毎ニ掃除怠ル間敷

一、婦人ニハ姫カ、ミ明治孝節錄應報鑑勸農俚諺集等ヲ記憶セ

シメ貞操慈愛ノ心ヲ厚フシ家業ノ勤ヲ知ラシム可事

一、田畠山林ノ境界道敷等ハ互ニ相侵ス間敷事

一、田打初ノ式ハ立春ノ日タル可事

一、道作り定日ハ一ヶ年四度(三月一日九月一日十二月一日)

受持丁場ヲ丁寧ニ修繕シ定日ノ外タリ共破損所アル時ハ油斷ナク修繕致

スヘキ事

一、氏神掃除ハ番丁ヲ以テ氏子へ相廻シ日曜毎ニ掃除怠ル間敷

一、諸商品ハ仕入ヲ敬シミ信義ヲ元方ニ盡シ購求者ノ爲筋相成

様媒介可致事

一、諸商品ハ可成現金ヲ以テ賣渡シ掛直無之様正直ヲ本トスヘ

キ事

一、地租民費學費金等村長役場ヨリ達シアラハ遲滯無ク上納ス

ヘキ事

一、村長役場等ヨリ會議其外ノ達アラハ日限刻限遲參不參無キ

様可致事 但シ若シ無餘義事故之アラハ刻限迄ニ其旨可届

事

一、社員ノ内心得違ノ者アル時ハ互ニ忠告教誨シテ改心セシム

ヘシ

#### 第十二條 入社

一、當社若シ時宜ニ依リ解社スル時ハ善種金及加入金共現在金

商法ノ利ヲ正シクシ公利ヲ謀ル等ノ事

勤儉ヲ行ヒ天災不幸ノ窮民ヲ救助スル方法等ノ事怠惰ヲ誠

メ偽善ヲ悔悟スル等ノ事

荒蕪ヲ開拓シ水利ヲ便ニスル等ノ事

勸業方法等ノ事

一、會議ノ節讀ムヘキ書ハ報徳記、報徳論、富國捷徑、二宮翁夜話、報徳富國論、報徳齊家談、無息軒翁一代記、及佐藤信淵翁ノ農業經濟書等ナリ

一、會議時間ハ正午ヨリ午後六時限トス會議ノ節酒肴ヲ用ユルヲ不得

一、會議ノ日社外ノ人來リ社說ヲ聞カント乞フモノアレハ何人ニ限ラス傍聽スルヲ許スヘシ

一、演說ノ初席ハ必ス報徳訓ヲ一讀シテ後演說ノ題ニ入ルヘシ

#### 第十一條 雜則

一、神事佛事ハ敬禮ヲ厚フシ修磨ノ費用ヲ省略シ神威佛德ヲ演

サハル様執行フヘシ

一、祝儀不幸ノ節ハナルヘク節儉ヲ盡シ互ニ爲筋相成ル様可致事

一、雛節リ風揚大念佛狂言手蹟リ等ノ儀ハ無詮ノ失費ノミナラス舊習ノ弊害モ少カラサル義ニ付一切相止メ可申事 但小兒ノ玩弄ニ供スル雛風ハ此限リニ非ス

一、博奕賭ノ諸勝負一切禁止ノ事

一、少年兒童ハ務メテ就學怠ラサラシムヘシ退學ノ後ハ報徳社他ノ社員ト同一ナル可シ

#### 第十三條 退社

一、初メテ入社ヲ願フモノハ篤ト此規則ヲ讀聞セ承知ノ上連名簿ヘ調印セシム可シ(連名簿ノ始メニハ此規則ヲ掲ケ置クヘシ)

一、平日神祇ヲ悔亡シ朝政ヲ誹議シ怠惰奢侈破產ノ基ヲ喜ヒ僞善私利ヲ謀ル等ノ如キモノハ篤ト其心底聞糺シ悔悟ノ實アルニ非レハ入社ヲ許サハシ 但當分試業入社ト爲ス事アル可シ試業入社ハ社員ノ證ヲ附セスト雖モ其務ムル所ハ他ノ社員ト同一ナル可シ

#### 第十四條 解社

一、社員若シ無餘義無事故アリ退社申出ツル時ハ衆議ヲ盡シ退社ヲ許シ名簿ヲ削除社員ノ證ヲ返納セシム可シ

一、社員不品行ニテ社則ニ反キ刑法ニ觸レ主義ヲ誤リ説諭ヲ加ヘ悔悟セサル時ハ衆議ヲ以テ退社セシメ名簿ヲ削除シ社員ノ證ヲ返納セシムル事前條ノ如シ

一、社員退社スルモ善種金ハ一切返戻ヲ乞ノ權利ナシトス

一、退社員ノ善種金ハ本人ヨリ返戻ヲ乞ノ權利無シト雖其本金ノミ返附スルヲ以テ當社ノ規則トス其利子ハ依然積立ヲ行フヘシ

一、再入社ヲ乞フモノハ右返納シタル本金ヲ納メテ入社ヲ許スヘシ

九

高ヲ積立高ニ分賦スヘシ貯蓄金ハ預ケ金ヲ以テ引渡スヘシ  
一、土台金ハ何人ヲ論セス分取スルヲ許サス之ヲ州立社ニ納メ  
テ保存ヲ乞フヘシ 但シ當社再興ノ時ニ當テハ下附ヲ乞フ  
事ヲ得

#### 第十五條 社則施行

一、社則ハ州立社ノ認可ヲ得テ之レヲ施行ス故ニ之ヲ修正改良  
スル時ハ亦州立社ノ認可ヲ請フ可シ  
右之通議定候也

明治廿六年拾月一日

報德社員

(註) 以下氏名略す

遠江國榛原郡勝間田村中

合併當時の三社の狀況 (大正五年)

中報徳社	設立	明治廿六年一月
報徳金	同	米七千三百五十圓四十八錢八厘
社員	四十四名	百二十一石七斗三升三合
倉庫	同	米二百二十石七斗三升三合
小仁田報徳社	設立	明治廿六年一月
報徳金	同	米六千四百三十四圓八錢七厘
社員	二十五名	米五十石一升五合
倉庫	同	米二

三社合併後に於ける中報徳社

西川報徳社	設立	明治三十四年
報徳金	同	米八百六十二圓參拾二錢參厘
社員	十七名	米七十五石九斗七升三合

#### 昭和七年現在の中報徳社概況

設立 大正五年三月

經歴 十七年(明治二十六年一月)  
(創立後四十年)

施設 教化に關する各種の事項  
報徳金 總額金四萬九千百二十一圓九十六錢

社員 八十二名

役員 理事社長 一名 理事副社長 三名 參事 七名

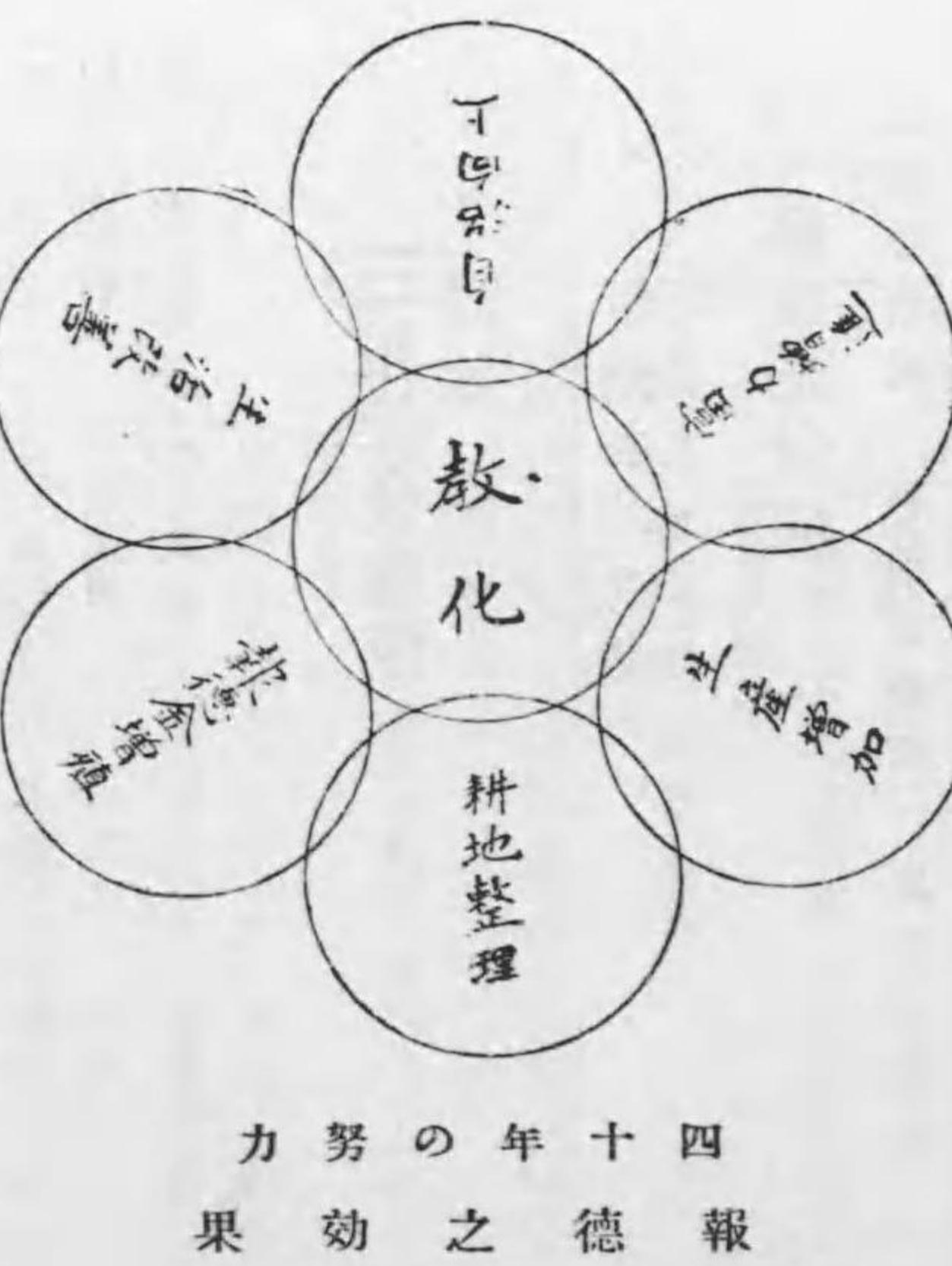
監事 三名



講演會	區民懇話會	一月	自治祭	一月
講演會	明治神宮講	第一期・第二期	伊勢講	
座談會	川崎報徳館聽講	每月十二日		
向仰會	婦人講習會	臨時		
信上日	青年講習會	每月一日、十五日		
推讓週間	幼少年講習會	每年十月一日より七日間		
國民更生運動	視察見學	同		
自立奮闘週間		同第一期、第二期、第三期		
婦人講習會		臨時		
青年講習會		同		
幼少年講習會		同		
視察見學		同		

教化施設	模範農業者表彰	模範婦人表彰	模範青年表彰
	故人村治功勞者表彰	故人教育功勞者表彰	故人精農者表彰
	孝子忠僕表彰	常會出席賞與	本社定期賞與
			本社定期賞與
			本社定期賞與

表彰



四十年之努力果

救恤	凶作震災	火灾	水害	金穀寄贈
弔祭	社員葬儀香料	役員葬儀香料	社員葬儀香料	慰靈祭
耕地整理	耕地整理	公會堂建設	倉庫建設	
橋梁改築	(コンクリート築造)	小作米の改良		
圖書館開設	消防組援助			

			推善種讓金
			五、〇〇 一
			三、〇〇 二
			二、〇〇 二七
			一、〇〇 二一
			、五〇 四
			、四〇 四
			、三〇 二六
加入金	隨意積立 隨時拂戾	社員 三三〇 家族 一二九〇	
出資	一口金貳拾五圓宛五拾四口 金額壹千參百五拾圓		
利用	利子植林中は利子を付せず 山林六反五畝六步 植樹、杉、檜、松		
收入	一、五七〇圓 立木代金 五四 間伐木材代金		
支出	合計金壹千六百貳拾四圓 一、三五〇、〇〇 配當金 四二、六五 諸費		
加特入金別	加特入金別 植林部金別		
收入			
支出			
增殖金	參百九拾圓七拾八錢		
金	參百七拾八圓也 配當金一口 七圓宛		

運報 德 用金	株式	農工債券	公社債
貸付 金	土地 付 預 金	植林	現在額
公共資金	道路の改良修繕 用悪水路の改善修繕		
産業資金	消防組の施設		
家畜獎勵	土地購入其他生産増殖 肥料其他共同購入		
救濟資金	罹災救助 疾病治療費		
負債償還	借換其他		
目的	創設 大正元年十二月		
造成	臨時小作者の窮状を救濟し地親小作の親善を保持せんとす		
使途	地親たる者は小作米の満足に收入する場合に寄附したること數回なり		
一、	本金を貸付くる場合は十戸組の保證により年賦を以て貸付け無利息とす		
二、	天災地變其他の災害を被りたるとき又は病氣に罹りたるとき救助又は見舞金を贈る		
效果	地親小作の情義に於て親善を厚くする效果あり		金五百七十五圓

共同購買販賣	共同購入(紙、肥料)	共同販賣(米)
視察	苗代縣外視察	縣外農事視察
團體援助	青年會援助	婦人會援助
農會支部援助	少年會援助	消防組援助
講習會	婦人講習會	漬物講習會
(二) 社員數及常會	青年指導講習會	

### (三) 報徳金造成

	土臺金造成	善種金増殖	加入金蓄積
特別加入金			
濟生金造成			
	特別土臺金	本社の下附金	
		臨時積加増殖	
	土臺金	社員の寄附金及報徳金取扱剩餘金にて造成し報徳事業資金なり	
濟生金		地主の臨時寄附により造成し	
		小作人の窮状を救濟す	
土臺金			

同 同 同 同 同 同 昭 同 同  
七 六 五 四 三 二 元 十 一  
年 年 年 年 年 年 年 年 年  
八 五 八 四 八 四 八 五 八 五 八 六 八 六 八 七  
一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二 一 二  
七 九 九 七 六 一 七 六 三 七 九 二 八 二 八 七 四 三 七 八 ○ 七 四 三  
一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○ 一 ○

◎報徳濟生金造成主意書

懷を披陳し併せて之に關する諸規定を左に錄し以てその本旨を誤るなからむ事を期すと云爾。

弱きを見て之れを救ふは我國武士道の精粹にして、上下一致和樂の根元なり。抑も我中區は勝間田村の最南端に在りて、戸數九拾餘戸富の懸隔甚しからず、比較的平穏なる一部落なりと雖も時に貧窮あはれむべき者無きにあらず、而も誠實勤勉にして猶且つ斯の如しとせば誰か同情の心を寄せざるものあらんや。於是我々同志敢て餘裕あるにあらざるも聊か平生の贏餘を投じて之れが救濟の資に供せむと欲す。然れど我等は單り之れに満足する事なく進んでは郷党相依り相扶くるの美風を涵養し以て地方風化の一端に資せむとす、本基金造成の本旨實にこゝに存す。顧れば曩に我明治天皇細民救恤の大御心を以て、御内帑金壹百五十萬圓を下賜せさせ給ふや萬民等しく聖恩の無量なるに感激し、畏き聖旨を奉戴し有司の力を借りて全國富豪の寄附金を募り、こゝに巨額の資金を得て濟生會を組織し、貧民救濟の實を擧げ以て皇恩を不朽に垂るゝの道を講ぜらる、我等資財に乏しく不幸にして此の舉に加はるの力なしと雖も其の心情に至つては決して是等の富豪に劣るものに非ず、本基金造成の如き亦我々の微衷を表するの一端に外ならず、殊に其の仁天の如く其の慈海の如き先帝にはゆくりなくも御惱みによりて萬民悲痛哀悼のうちに崩御ましまし、新帝次いで祚を践み給ひ世は一轉して大正と改りぬ。こは實に我帝國的一大變革にして我等のところへに忘るべからざる時機なり。されば我等は此の變革の機に際し一は以て紀念の實をも擧げむ爲め奮然この事を企劃したるものにして決して偶然の思ひ立にはあらず。依つて我等は必ずしも之れを人に強ひす、唯誠意の存する處は多少を問はず之れを諒とし以て益々本基金の増殖を計らむとす。聊か爰に我等の本

(ロ) 小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二十七年	二二三
二十八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二十七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三十六年	二二二
三十七年	二二二
三十八年	二二二
三十九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四十四年	二二二
四十五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員
明治二十六年	二十九人
二七年	二二三
二八年	二二二
二九年	二二二
三十年	二二二
三十一年	二二二
三十二年	二二二
三十三年	二二二
三十四年	二二二
三十五年	二二二
三六年	二二二
三七年	二二二
三八年	二二二
三九年	二二二
四十年	二二二
四十一年	二二二
四十二年	二二二
四十三年	二二二
四四年	二二二
四五年	二二二
大正元年	二二二
二年	二二二

小仁田報徳社時代の報徳金	
年 次	員 員






</

一六

三、〇三〇、八一四  
二、一三五、六〇六  
一、一九二、四三三  
三九二、九九四  
四、八二九、八九九  
二、五九  
四年  
三年

五年二月 二五  
大正五年二月解散  
四、九四七、八三九  
三三九、二四九  
一、二四七、〇〇九  
六、四三四、〇八七

(ハ) 三社合併以後の中社の報徳金

(一) 報德金調查表

(二) 報德金額增減表

六年	110,00	八、八三四、一六	八、八三四、一六	一、八二一、六一	一四、九〇〇、〇〇	七、八五五、四二	一、三五〇、〇〇	五七五、〇〇	一、八〇五、三三
七年	110,00	九、一三〇、四六	九、一三〇、四六	一、八五五、一五	一五、六三〇、〇〇	八、三五一、六三	一、三五〇、〇〇	六〇一、〇〇	一、九三三、七三
特別善種金	二、〇四三、九九六	一六、三〇五、九四〇	二七、二五八、五一	合	一四、二六三、八三〇	五、八八四、一五〇	七、六三九、七四		
善種米	三、六八四、七四〇	六〇三、〇〇	三、七八三、五〇〇	特別土臺金	一、六一一、五五三	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇		
土臺金	七、四五三、四三六	一六、三〇五、九四〇	一六、八三四、一六	生產加入金	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇	一、三五〇、〇〇		
善種金	一、一〇四三、九九六	一六、三〇五、九四〇	一六、八三四、一六	報德濟生金	五一、六七七	九八、七三〇	九八、七三〇		
特別土臺金	一、一〇四三、九九六	一六、三〇五、九四〇	一六、八三四、一六	合	六〇、一六五	四一五、〇一〇	五七五、〇〇		
土臺米	一、一〇四三、九九六	一六、三〇五、九四〇	一六、八三四、一六	計	一四、二六三、八三〇	三一、四三三、〇〇〇	三一、四三三、〇〇〇		
善種米	一、一〇四三、九九六	一六、三〇五、九四〇	一六、八三四、一六	加 入 金	二三〇、〇〇	二三〇、〇〇	二三〇、〇〇		

中報德社報德金增加步合比較表

中報德社報德金增加步合比較表		大正五年 十月廿日	大正十四年 昭和七年 十二月同月度	貸付金度	三一、四二二圓
回数	年次				
一回	昭和五年	一、三三	三、一九一圓	三萬円	一、四、二六二圓
二回	同六	一、四三三、七四	四回	二萬円	一、三七二、〇四
三回	一、二二	五回	三回	一萬円	一、二二〇七、三六
四回	一、一六四、二四	六回	二回	一千四百円	一、一〇八
五回	一、五八四、六六	一〇	一回	四百円	一、四七
六回	一、四一二、一八	九	同	一百円	一、三一

## (四) 事業の概要並經營年表

## (イ) 事業の概要

金額  
二二七、二〇四  
一一九、〇七  
二八〇、四八

三六〇、二  
三七九、五四  
二一〇、七四  
二一〇、七四  
一四二、八四  
三〇七、七〇  
六二六、一三  
六一〇、六三  
五四六、六六  
八九三、一五  
五五三、九六  
六〇九、二七  
三八八、三四  
明治四十二年三月竣工  
平屋一棟  
會堂  
公設  
瓦建  
同昭和  
同同同同同同同同同同同同同同

明治四十二年三月竣工  
建瓦葺  
大疊  
サ  
間口六間 奥行四間 二十四坪  
四十八疊  
建設費 金壹千〇六圓  
副築 一間三尺、六坪、金一一二圓三六錢  
備考 中公會堂は本村に於ける公會堂の始めなり  
設備

第一回報德善報金交付額		(昭和五年十二月三十日)
社員一人 所有通數	人員	金額
一五	一〇	一六一、七〇
一	一	一〇七、八〇
二	二	八六、二四
三	三	三八八、〇八
一七	一七	三六六、五一
三〇	三〇	三三三、四〇
六三	一、四三三、七四	
一三三	計	
		第一回報德善報金交付額
		(昭和六年十二月三十日)



枝村藤十氏選奨さる。

同 三十七年 二月、第六回郡報徳聯合會を開き報徳金利用方法の件  
其他議定。

四月、明治廿五年凶作に因る窮民救恤義捐金寄附の故を以て小仁田  
社に對し宮城縣外三縣知事より褒狀を與へらる。

六月十日、遠江國報徳社小野江副社長逝去香資を呈せり。

六月三十日、龜井靜岡縣知事は地方巡廻に際して中區耕整の實況を  
視察し事務所に於て訓辭を與へらる。

七月十五日、川崎報徳館建築工事落成。

同月廿四日、同上落成式舉行。

同月十二日、櫟原郡農會より耕整竣工に對して記念盃一ヶを贈りて  
之を表彰す。同郡下耕整の嚆矢なり。

八月廿六日、郡農會榜田氏を聘して堆肥の指導を受く。

十二月七日、日露戰爭開始されて時局重大なるに鑑み淡山先生の訓  
論に基づき軍資貯蓄金を實行することを協定す。(小仁田社)

明治三十八年 明治三十八年青年の夜學獎勵のため飯田社長よりオ  
ルガン一臺を寄附す。

同 三十九年 一月「報徳の光」贍寫版刷を發刊す。(報徳の勸化の  
記事を掲載す。)

二月十二日、老農村松惣平氏を聘して苗代改良の講話を聞く。(小  
仁田)

一番茶期に於て落合利太郎氏を聘して、社員の製茶場を巡廻指導す。  
この年初倉村の老農河村横太郎氏より、大和錦、加賀、富國一等の  
稻の優良種を購入試作す。

二月、小仁田の幹線道路二線を改良す。北方の一線は百七十二間七  
丈

記念として社員には重箱一組宛を分ちたり。

明治四十三年 小仁田報徳社 報徳講事開設。(倉庫建築費造成のた  
め)(三拾口一百八圓)

一月二日、第一回區民懇話會を開き、中區に於ける改良すべき事項  
を提案協議して、實行を企圖す。

稻見櫻原郡長より、中區少青年會の活動を認められ、獎勵の旨趣に  
て、新に少青年の旗を授けらる。

明治四十四年 二月廿七日、謝恩のため三社代表小笠郡倉真村岡田邸  
を訪問す。

家庭會を獎勵す。本年中の開會數六ヶ所、十八回に及ぶ。

一月四日、稻見櫻原郡長より飯田榮太郎に對し力を殖産の業に竭し、  
少壯より茶業に盡瘁し、自治の發展報徳の普及青年及社會教育婦人  
教育等多年一日の如く努力し功績顯著の故を以て表彰せらる。

一月廿八日、飯田榮太郎氏遠江國報徳社辨務に當選。

一月、今年始めて區民懇話會の前に於て自治祭を執行す。自治祭の  
始めなり。

三月、中區時報を發行して區政の一班を知らしめたり。

また靜岡縣の要求によりて、縣廳へ中社事績の調査答申を提出す。

七月、同上の功により櫻原郡農會より感謝狀を贈らる。

明治四十五年 大正元年 一月自治祭 伊勢代參。

四月三日、澤庵漬品評會を行ふ出品二十四點。

十月一日、報徳見學旅行を行ふ。

十一月九日、松井靜岡縣知事、中報徳社視察の爲め來社。

報徳帳簿展覽會出品(大日本報徳社主催)第一回九月、第二回十月  
十一月、靜岡縣內務部「地方改良實例」を發行して、勝間田村自治

分、南方の一線は百廿間、計二百九十二間七分にして、其經費の一  
部は報徳金を貸與して、其事業を援助す。

九月廿四日、櫟原郡茶業組合長より、中區の經營にかかる、勝間田  
製茶販賣組合に對して、其施設の優良なるを認め、その模範的なる  
をもつて褒狀を下賜さる。

十一月、飯田榮太郎氏は遠江國報徳社より、報徳學訓導に任命さる。

明治四十年 四月十二日、大日本報徳社より表彰(第八回)有功徽章飯  
田榮太郎、三等枝村藤十氏選奨さる。

九月、綠茶製造法改良普及のため、飯田榮太郎氏方に教師を聘して  
傳習を聞く。

八月十八日、稀有の大洪水につき、副社長飯田卯十宅山崩のため、  
全潰したるにつき、見舞金を贈る。

青年指導の緊切なるを痛感し、社長自ら夜學會、茶話會等に出席す。  
八月十八日、稀有の大洪水につき、副社長飯田卯十宅山崩のため、  
全潰したるにつき、見舞金を贈る。

明治四十一年 飯田榮太郎氏に對して遠江國報徳社長岡田淡山先生よ  
り傳道の證として報徳道統卷、報徳傳道編、二宮尊徳先生年譜等を  
授與せらる。

四月、長野式噴霧器を購入して各社員の茶樹病虫害の驅除豫防に便  
用す。

七月十六日、製茶品評會を開き優良者に賞與す。

十月二十四日、中公會堂に於て、小仁田社創立十七周年の記念會を  
建坪三十一坪)工費總額千〇六圓。

六月、中公會堂に報徳圖書館を設置す。

十月二十二年 三月、中公會堂を新築す。(日本建、平家、瓦ふき、  
建坪三十一坪)工費總額千〇六圓。

六月、中公會堂に報徳圖書館を設置す。

開催し、併て中區に於ける大事業たる、耕整完成祝賀式を舉行す。  
淡山先生、淺井小一郎翁、其他稻見櫻原郡長殿も來臨す。

祭、飯田榮太郎氏の治績を發表さる。

十二月十日、中區少年會の發會、山本良平之を統率す。當社長は常  
に之を保護誘導す。

◎從來、播種器、噴霧器、穀粒壓扁器、麥摺器等の無料使用をなし  
つゝありしも、更に麥摺器一臺購入使用大に便宜を與ふ。

年來社員に對して肥料購入資金を融通し、ありしも、本年の貸付  
高貳百三十三圓に及ぶ。

この年中區水害復舊工事費、教員住宅建築等多く報徳金を利用す。  
米の端境期に於て、報徳米を貸與して、其便宜を計る。

二月廿日、飯田榮太郎氏大日本報徳社常務委員に當選す。

中區水害復舊工事費及教員住宅建築費並に簡易水道布設等に對して  
公共事業資金を融通す。

この年特別土臺金の制を定め、五ヶ年分納の第一回醸金六十一圓十  
錢を積立てたり。

十二月、飯田榮太郎氏に對し大日本農會總裁貞愛親王より、「農村風  
紀の改良、農事改良の獎勵及實行の成績顯著なるの故を以て、」同會  
農事改良獎勵法により表彰せらる。

十月一日、報徳見學旅行を行ふ。

米穀改良組合創始、當區に於ける小作米を改良し聲價を高むるを以  
て目的とし、地主小作の協議に依り自治的検査を實施す。

十月、報徳帳簿展覽會出品 第三回（大日本報徳社主催）

故の本社副社長伊藤七郎平翁の建碑に際して金三圓を寄附せり。

大正三年 一月貳日、中、小仁田、西川三社聯合して第三回自治祭第

四回區民懇話會開會す、本年は創立満廿周年に當る。

一月、「報徳カレンダー」を作製して報徳の信條、社訓、報徳金穀一

人別一覽表を印刷して社員に頒布す。

四月、大日本報徳社表彰式に當り（第九回）飯田榮太郎、大井良平、

飯田卯十氏撰獎せらる。

同月、大日本報徳社より優良社として中、小仁田の兩社表彰せらる。（賞與金八圓也）

この年報徳濟生金を創成し大塙惠門、飯田榮太郎、枝村藤十氏等の

有志は其資金として百廿貳圓九十錢を寄附せり。

十月、婦人講習會を開く、會期三日間、會員七十一名。

同月、中央報徳會主事上野他七郎氏來社、小仁田、中、西川三社の

施設を調査せらる。

十二月、三社聯合常會の協議を以て產米検査を字に於て實行す。

大正四年 一月二日、故加藤龜藏氏を教育功勞者として追彰す。

同日、中區長より飯田榮太郎氏の下男、川口忠八を忠僕として表彰す

十一月十六日、敬老會を中公會堂に開き、天盃拜受者、飯田きぬ

（八一）松井かれ（八一）中野しげ（八一）を招待、座布團、鏡餅

酒肴を贈る。

十二月十五日、大正二年北海道外六縣凶作及同三年鹿兒島縣櫻島爆

發の際、罹災窮民へ賑恤金醵出の故を以て、小仁田報徳社に對し褒

狀あり。

十二月、產米検査實施。

中區青年會補助 金十圓。

二月十日、東遠製茶研究所の建設。

一月十二日、榛原郡報徳社聯合會より中報徳社に對し例會出席優良

なる故を以て褒賞せらる。

副業獎勵繩買上。八〇四束 金一八〇圓五七五

十二月、產米檢查實施。

歸鄉兵士慰勞金贈呈。六名 一二圓

歸鄉兵士慰勞金贈呈。六名 一二圓

米價騰貴に依り本村細民救助として米壹俵勝間田村役場へ寄贈。

中央報徳會寄附 金五圓。

大正八年 一月廿六日、茶園品評會開催出品茶圓八五ヶ所。

歸鄉兵士慰勞金贈呈 二名 四圓。

十月、榛原中學校内に開催せる地方改良資料展覽會に耕地整理事績

其他事業に關するもの出品。

十一月、米俵裝を改良し容量を四斗に改む。（從來四斗二升）

十二月八日、飯田榮太郎氏勝間田村長に當選す。

十月十二日、川崎報徳館に於て報徳資料展覽會及三番茶品評會を開く。

十二月、產米檢查を實施す。

中區部農會に對して補助金五圓廿八錢。

大正九年 四月四日、大日本報徳社より本社常會社員出席優良の故を

以て其精勤を表彰せらる 金二圓下附。

二月、電燈架設につき電氣會社に對して寄附金 二、二九〇圓 内

中報徳社寄附金 四五圓 報徳社貸付 三八七圓五〇錢。

大正五年 十二月、產米檢查實施。

川崎報徳館門柱を寄附す金三圓。

大日本報徳社主催第七回夏期講習會に社員二名派遣。

飯田榮太郎氏の茶業改良事績に關し、靜岡縣茶業組合聯合會議所の

調査あり。

中公會堂副築費へ金百十二圓三十六錢を社費より支出す。

本社講習會入會者に對し、補助金交付、十四圓二十五錢。

飯田榮太郎氏の茶業改良事績に關し、靜岡縣茶業組合聯合會議所の

調査あり。

大正六年 一月二日、中、小仁田、西川三報徳社合併して新に中報徳

社を創設し、其結社式を公會堂に行ひ、榛原郡長矢野惣殿臨席さる。

一月、青年寒中修業會を行ふ。

同月、中央報徳會主事上野他七郎氏來社、小仁田、中、西川三社の

優等なる故を以て褒賞せらる。

十二月四日、藁細工品評會を行ふ。出品 草履三二點、ワラジ三五點

ナワ三三點。

十二月、產米檢查實施。

榛原郡報徳社聯合會主催講習會に社員二名出席。

中區青年會補助 金二圓。

大正七年 一月二日、孝子として大塙圓市を表彰す。

一月二日、中少年會に對し、神社掃除其他の實行を表彰す。

二月十五日、明治神宮御造營奉仕として青年、山本良平を送りたる

も、奉仕中不幸病覺に侵され二月廿七日東京にて死亡、三月六日自宅に於て葬儀執行香料十圓を贈る。

三月五日、飯田榮太郎氏勝間田村農會長となる。

中公會堂修繕費として金三十七圓七十八錢社費より支出。

十二月六日、勝間田村報徳社長に當選す。

川崎報徳館を第四館と稱すべき旨本社に向て申請す。

大正十年 四月四日、大日本報徳社より九年度中本社常會社員出席の

成績優良の故を以て其精勤を表彰され同時に金二圓下附。

大塙惠門氏等、表彰せらる。

十月、茶園肥料共同購入。豐年外四種五一五呂 金額二、五〇七圓

十一月、麥肥料共同購入。アンモニヤ外二種一三三呂 金額不明。

十二月、產米檢查實施。

歸鄉兵士慰勞金贈呈 三名 六圓。

郡下下川根村家山大火義捐金として金十圓。

一月二日、精業善行者として大石仙吉、澤田治六、飯田近太郎、淺野彌五郎、大塙藤平、優良婦人として淺野りよ、山本さと、中野み

れ。優良青年として大石惠助、大石忠平、中野吉次郎表彰。

中公會堂修繕費として社費より四十四圓七十二錢支出。

佛教積善會支部補助 金三圓交付。

中青年會補助金 五圓交付。

十二月、勝間田村報德社は特別加入金として興村證券一萬圓を發行す。

十月一日より七日間勝間田村報德社第一回推議週間を行ひ、爾來毎年十月一日より七日間施行す。

大正十一年 一月四日、郡報德聯合會の功績を認め、榛原郡長は金百圓を贈りて之を表彰せらる。

四月二日、大日本報德社より中報德社に對し大正十年中出席優良なる故を以て金二圓と共に表彰せらる。

火災豫防加里焼酸肥料經濟を圖るためコンクリート灰入器設備

九二個 金額 百七十五圓 報德補助 九十二圓。

十月、桑園肥料共同購入 豊年外二種 二二八呎。

漁船松島丸遭難義捐金二圓。

勝間田村小學校へ傘八十三本（金額六十圓）寄附。

十月、大日本報德社主催報德事績展覽會に諸帳簿類二十二點出品。

十月六日より六日間勝間田公會堂に於て、生活改善展覽會を開設す。

十二月一日、榛原郡主催報德社理事會 第一回、飯田榮太郎、大井

茂市、出席。

中青年會補助 金拾圓交付。

中少年會補助 金五圓二十八錢交付。

十二月六日、飯田榮太郎氏第四館（川崎報德館）主事に任ぜらる。

十二月六日、飯田榮太郎氏に對し大日本報德社講師に任命せらる。

て二圓下附表彰せらる。

勝間田城跡建碑寄附 十五圓。

四月十七日、飯田榮太郎氏靜岡縣社會教育主事を命ぜらる。

四月廿四日、同 氏大日本報德社理事に當選す。

八月廿二日、內務省社會局梅澤屬出張、大畑本縣屬隨行、佐々井本

社副社長案内せられ、勝間田村報德社の組織、事業經營等に關し調

査せらる。

十二月十一日、榛原郡主催 報德社理事會（第三回） 飯田榮太郎、

大塚惠門、出席。

七月二十九日、勝間田村社は米人ゴットリーブ氏並に夫人令嬢を招待して講話會を開く。

一月、中報德社報德米積高一覽表を番附に表はして、一般に示し其勤惰得失を反省せしめ、かねて獎勵の資料となす。

大正十四年 四月五日、大日本報德社より中報德社に對し社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

十一月一日、中公會堂に於て（合併）十周年祝賀會を催し社員に對し記念品として茶器を贈呈す、總經費 二百七十二圓六十一錢。

倉庫移轉のため社費より六十四圓七十五錢支出。

中公會堂修繕費として社費より百十四圓四十四錢支出。

中少年會補助 金三圓交付。

九月六日、中報德社第一回台所品評會を開催す。

大正十五年—昭和元年 四月四日、大日本報德社より中報德社に對

十二月一日、榛原郡長の召集になる報德社理事會を開く。

十二月、產米検査實施。

大正十一年 十一月廿三日より勝間田村報德社は消費及計量器展覽會出品して感謝狀を受く。

四月、勝間田村報德社巡迴產婆二人を嘱託す。

同十一日、飯田榮太郎氏、勝間田村報德社兒童保護事業主事を嘱託せらる。

前年同様中社の出席優良賞金二圓を與へらる。

九月六日、飯田榮太郎氏、勝間田村長を辭す。

十月、勝間田村社主催報德原理講習會を開く。

九月、關東大震災義捐金十圓寄附。

十月より三ヶ月間朝鮮青年町村事務見學生二名のために、本村滯在中指導援助を行ふ。

大正十三年 二月十一日、靜岡縣知事は勝間田村報德社に對して金五十圓を下賜して其事業を表彰せらる。

二月十二日、小田原二宮神社震災復舊助成のため奉納金五圓を納め社長飯田榮太郎三月十六日出發神社境内へ労力奉仕として社内に止宿して土工勤務、五日間滯在。

佛教積善會補助 金百圓交付。

中區消防組補助 金百圓交付。

沼津市大火義捐金 三圓。

淡山翁記念報德圖書館 金百圓寄附。

中公會堂修繕費として社費より金十圓三十五錢支出。

一月六日、飯田榮太郎氏大日本報德社常務理事に推薦せられ、教務部長に任ぜらる。

静岡縣社會課に於て縣下町村に於ける、婦人團體の活動狀況を調査するため、縣下に六ヶ町村を指定して、婦人教化指導に關する模範施設町村を設定せるが勝間田村も其撰に入り、こゝに於てかねてよりの佛教婦人會の組織を改めて、九月一日中支部婦人會の設立成る。會員八十名。

中青年會補助 金十圓交付。

一月十八日より二十一日迄榛原郡自治聯合會主催成人教育講座を開

合併前の中報德社々長前村長大井良平氏、六十才を以て逝去す。

四月三日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

昭和二年 一月一日、靜岡縣製茶業組合創立と共に、飯田榮太郎氏榛原郡支部長に推戴さる。

合併前の中報德社々長前村長大井良平氏、六十才を以て逝去す。

四月三日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 七ヶ所 七百十二圓 内報德金支出 二百圓。

五月五日、中社主催全國乳幼兒愛護デーにて中社は、一日幼稚園を行ふ。五歳以上七歳以下兒童廿四名。

六月十三日より七日間、第一回農繁期保育園を開設す。七日間 園兒六二名。經費 一二〇圓。  
稻作品評會開催。

十二月、產米検査實施。

昭和三年 四月一日、大日本報德社より、中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金二圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費三百五十圓。内報德金支出百圓。

六月、第二回農繁期保育園（七日間）中、勝田、二ヶ所に開設す園兒八四名、經費百十五圓。

六月、縣外視察（第一回）神奈川縣中郡岡崎村井上福松氏の苗代視察（一泊、六人）

四月一日、大日本報德社より精業善行者として飯田正平、飯田勘次郎表彰せらる。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報德社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報德社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報德館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。（廿五周年祭經費二二圓）

四月七日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報德金二百圓。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報德社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報德社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報德館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。（廿五周年祭經費二二圓）

四月七日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報德金二百圓。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報德社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報德社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報德館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。（廿五周年祭經費二二圓）

四月七日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報德金二百圓。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報德社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報德社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報德館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。（廿五周年祭經費二二圓）

四月七日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報德金二百圓。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

十月、御大典奉祝、中報德社員及家族其他二百五十人中公會堂に參集嚴かに奉祝式を舉行す。酒肴を饗す。經費二百九圓。

昭和四年 四月六日、神奈川縣報德社聯合會視察團四十五名來社。

四月十二日、川崎報德館建築委員故人の追善を行ひ本村前村長大井良平、靜谷社長前々村長小林榮次郎兩氏の靈位を祭る。（廿五周年祭經費二二圓）

四月七日、大日本報德社より中報德社に對し、社員出席優良の故を以て金壹圓を添へ表彰せらる。

橋梁改築 四ヶ所 工費二八〇圓 内報德金二百圓。

九月一日、蔬菜品評會 出品六五點。

九月、耕地整理記念碑を中報德社公會堂の傍に建設す。

明治四十四年二月二十七日

謝恩の爲めに社代表岡田邸訪問

報徳教化指導及耕地整理援助等

洪恩感謝

贈呈 白色毛布 壹函

## （五）謝恩事業

二宮大先生供養法會

## (六) 奉仕事業

代表者 小仁田社長 飯田榮太郎  
 中社長 大井良平 副社長 大井茂市  
 西川社長 枝村藤十 副社長 大塚惠門  
 十周年記念祝賀會

日時 大正十四年十一月一日  
 會場 中公會堂  
 神官 謝禮 參圓  
 記念品贈呈 茶器百人分  
 此金額 九拾八圓五拾錢  
 印刷物 記念誌二百部印刷  
 料理 重折詰 百人分  
 經費總額 貳百七十二圓六拾壹錢

日時 大正四年十一月十六日  
 會場 中公會堂  
 敬待 天孟拜受者  
 飯田きぬ（八十一歳）  
 松井かれ（八十一歳）  
 中野しげ（八十一歳）  
 老會

祝詞 記念品 座布團（壹枚づゝ）（餼餅、酒肴）  
 見 目 一般會員にも紅白の小餅を分ち天孟にて御神酒を頂戴す。

二月十六日午後八時様原郡役所に集り上京す

模範青年 山本良平

祝詞及錢別を呈す

様原郡奉仕團員として奉仕中不幸發病

二月二十七日 東京に於て死亡 三月六日 自宅葬儀

吊詞、香料（十圓）を贈る

電燈架設寄附金

大正九年二月

總額 中區内に於て會社に寄附したる總額貳千二百

九拾圓五十錢

東遠製茶株式會社金四百圓

橋梁改築（從來の木橋をコンクリートに改造）

改築年次 個所 工費總額

昭和元年 六 六五〇 円 四五〇 円 費 譯

同二年 七 七一二 八〇〇 八〇〇 費 譯

同三年 四 三四〇 二八〇 二〇〇 費 譯

同四年 五 五二〇 二〇〇 一〇〇 費 譯

同五年 六 二〇〇 一〇〇 費 譯

同六年 七 二〇〇 一〇〇 費 譯

同七年 二〇〇 一〇〇 費 譯

## 火災豫防灰入器（コンクリ製圓筒形）

大正十一年一月二日第十三回區民懇話會の決議に依り中區内各戸一齊に備付る事とし共同購入の方法に依り一手に製作し普く配布す  
 個數 九十二  
 金額 金百七十五圓參拾錢  
 補助金九拾貳圓（中報德社）

明治神宮御造營奉仕青年

大正九年二月十五日

年	次	金額	年	次	金額
大正五年	四年	四〇〇	大正一四年	四年	五〇〇
同	六年	四〇〇	昭和元年	二年	二五〇
同	七年	五五〇	同	三年	一二〇
同	八年	二〇〇	同	四年	一〇〇
同	九年	一〇〇	同	五年	九〇〇
同	十年	一〇〇	同	六年	八〇〇
同	十一年	九〇〇	同	七年	七〇〇
同	一二年	二五〇	同	八年	五〇〇
同	一三年	一五〇	同	九年	一〇〇
同	一四年	一五〇	同	十年	一〇〇
同	一五年	一五〇	同	一一年	一〇〇
同	一六年	一五〇	同	一二年	一〇〇
同	一七年	一五〇	同	一三年	一〇〇
同	一八年	一五〇	同	一四年	一〇〇
同	一九年	一五〇	同	一五年	一〇〇
同	二〇〇〇年	一五〇	同	二〇〇〇年	一〇〇

## 火災豫防灰入器（コンクリ製圓筒形）

大正九年四月  
 桐苗百本 各戸へ配布  
 經費 拾八圓八拾錢

## 平和記念植樹

大正九年四月

桐苗百本 各戸へ配布

經費 拾八圓八拾錢

## 朝鮮青年町村事務見習者指導援助

大正十二年十月より三ヶ月間

町村事務見習生貳名 來村滯在

朝鮮忠南扶餘郡恩山面 鄭重漢

中社常會に出席、社長宅來訪其他、調査に便宜を與ふ、記念品を贈る

備考 縣外青年の指導をなしたる數名あり之を略す

神奈川縣社 小田原二宮神社 震災復舊助成

大正十三年二月十一日奉納金五圓

奉仕團長 飯田榮太郎 大正十三年三月十六日出發 神社境内土功勤務五日間滞在

## 教員住宅無償交付

寄附金

昭和五年四月二十八日  
瓦葺一棟  
教員住宅  
不用に歸したる結果無償交付  
歳月を経過し破損したる所多し依て之を賣却し  
新に建築する必要を感じたり

## 各種補助金

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
一四、二五 円	二、〇〇	青年會補助	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇、〇〇	五、二八	部農會補助	同	同	同	同	同	同	同	同
三、〇〇	五、〇〇	佛教積善會支部	中青年會補助	同	同	同	同	同	同	同
五、二八	一〇、〇〇	中少年會補助	中青年會補助	同	同	同	同	同	同	同
三、二〇	一〇〇、〇〇	中青年會補助	中青年會補助	同	同	同	同	同	同	同
三、〇〇	一〇、〇〇	消防組補助	消防組補助	同	同	同	同	同	同	同
一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	少年會補助	少年會補助	同	同	同	同	同	同	同
一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	中青年會補助	中青年會補助	同	同	同	同	同	同	同
一一〇、〇〇	一一〇、〇〇	火防宣傳活動寫眞會補助	火防宣傳活動寫眞會補助	同	同	同	同	同	同	同

大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年
一〇〇、〇〇										
一、五〇〇										
米一俵										
田方郡風水害地										
凶作地へ稻種一斗寄贈										
遭難漁船(松嶋丸)										
家山火災地										
沼津火災見舞										
伊豆震災地										

## (七) 自治振興並教化事業

創始 明治四十四年一月二日  
自治祭典

六年	四年	二年
七年	三年	
八年	二年	
九年	二年	
十年	二年	
十一年	二年	
十二年	二年	
十三年	二年	
十四年	二年	

## 報徳講習會 (社員入會受講)

大正三年十月五日より三日間	二九、〇〇
婦人講習會 講師 渡邊平内治	三〇、八七
學科 修身齊家 修了生 七十一名	一四、三〇
大正五年一月四日同五日	一一、〇〇
飯田榮太郎、山本佐七、大井茂市、大塚惠門	一二、〇〇
昭和四年三月二日同三日 勝間田村公會堂 飯	一六、八五
田榮太郎外九名	
昭和六年三月三日より三日間 飯田貫一、大塚	
昌次	
大正五年二月二十二日 同二十三日	
習會 三十名	
大正十三年十一月三日、四日、五日 淺野幸一	
飯田貫一	

自治の圓滿なる發達を祈る  
報徳主義の實行を期し毎年一月之を行ふ  
天祖大神 二宮報徳大神  
神職を聘し嚴肅に祭事を行ふ 松浦國幣小社小國  
神社宮司招聘  
祭典の終りに表彰式を行ふことあり  
開始以來嘗て休止したことなく昭和八年一月其  
第二十三回を舉行せり

おのづから里ををさめて民草のおひしけるへき道をこそしけ  
從七位 松浦廉之助

年次	金額	年次	金額
大正五年	一四、一三 円	昭和元年	一五、〇〇
大正五年	一四、一三	昭和元年	一五、〇〇
大正五年	一四、一三	昭和元年	一五、〇〇
大正五年	一四、一三	昭和元年	一五、〇〇

聯合會主催 横原郡報徳社

## 大日本報德社表彰

第六回 明治三十一年十一月六日	三等賞 大井茂市 四等賞 飯田正平
第七回 同 三十六年四月五日	三等 大井良平、四等 飯田近太郎、枝村藤十
第八回 同 四十年四月十二日	有功銀徽章 飯田榮太郎 二等賞 同人
第九回 大正三年四月 日	特別賞 飯田榮太郎、三等 飯田卯十、大井良平
第十回 大正十一年四月四日	優良社 中報德社、小仁田報德社、表彰狀、金八圓
第十一回 昭和三年四月一日	精行善行賞 大井良平、淺野久平、大塚惠門
第十二回 昭和五年十月十日	勝間田村報德社表彰

表彰ノ一 (自治祭關係)  
追彰 彰 大正四年一月二日 (自治祭典に於て)  
教育功勞者 故人 加藤龜藏  
追彰文 略す 燭臺 壱個贈る  
大正四年一月二日  
忠僕 飯田榮太郎 下男川口忠八  
表彰文 目錄 (金參圓)  
永原郡長より特に賞與金を與へらる

## 表彰ノ二

表彰 彰 大正七年一月二日 (於自治祭典)  
賞旨 孝養 大塚圓市 表彰狀 賞金  
前同 日 (同)  
中少年會 賞金壹圓  
大正八年一月二日 (於自治祭典)  
自治功勞 大塚惠吉 模範農業 淺野彌吉  
追彰文略す 香爐 壱個 (贈る)

## 表彰ノ三 (大正十年一月二日)

精業善行者 五名 大石 仙吉 澤田 治六 飯田近太郎  
淺野彌太郎 大塚 藤平  
優良婦人 三名 淺野 りよ 山本 さと 中野 みれ  
優良青年 三名 大石 亮助 大石 忠平 中野吉次郎

## 大正九年一月二日 中少年會 神社掃除其他の善行 賞金貳圓

昭和五年十月十日

淺野彌五郎、森下茂作

常會出席精勤賞與  
大正十五年 一等一 二等四 三等六  
昭和二年 同 二 同 四 同 七

## 大正十三年十二月十一日 同

楠島郡長訓示、協議  
講演 佐々井大日本報德社副社長 齋藤縣社會主事  
事 望月川崎警察署長  
出席 社長飯田榮太郎

大正十四年十二月二十三日 同

楠島部長訓示、協議、優良社表彰  
講演 佐々井大日本報德社副社長、齋藤社會主事  
出席 社長飯田榮太郎

## 天覽ノ光榮

日 時 昭和五年五月三十日午後一時  
場 所 大日本報德社

静岡縣御巡幸の際玉座の側に陳列したる天覽品中  
に加へられたるは大なる光榮とす

天覽を賜ふ  
報 德 金 中報德社報德金總額  
金四萬四千參百八拾五圓拾七錢

## 三、報德事績

## 耕地整理事績

## 大日本報德社主催 報德資料展覽會出品

## 一、報德帳簿展覽會 (川崎報德館)

## 第一回 大正元年九月

小仁田社	二十六	中社	十三	西川社	十九
第二回 小仁田	二十	中	十六	西川社	十八
第三回 小仁田	二〇	中	十六	西川社	十四

## 二、地方改良資料展覽會

## 大正八年十月十二日 横原中學校内 事業に關するもの六種

## 耕地展覽會

## 第一回 大正十一年十月十九日同二十日

## 掛川町大日本報德社 諸帳簿類二十二點

## 郡長主催 報德社理事會

## 船津郡長訓示、協議

講演 藤野縣社會課長 佐々井大日本報德社囑託

出席 社長飯田榮太郎、副社長大井茂市

大正十二年十二月十五日 同

根岸郡長訓示、協議

人員 四十五名

昭和五年四月五日

神奈川縣報德社聯合會視察團

人員 四十名

昭和七年十月二十一日

國民生活建直講習會員一行

人員 二十五名

昭和七年十月二十二日

神奈川縣足柄上郡教育會二宮先生研究部

**署長**  
中公會堂に於て社業調査（中報德社要覽提出）  
**訓示** 役員一同に一場の訓示ありたり

### 一日幼稚園

昭和二年五月五日開設（兒童愛護デー）

中公會堂

中報德社

五歳以上七歳以下二十餘名

鈴木千代

辻とみ

此催の結果農繁期保育園を開設する動機となりた

り

ミルク、シツカロール、ゴムシーツ、石鹼

### 農繁期保育園

回數	年次	日數	場所	園兒	經費
第一回	昭和二年六月	七日間	中公會堂	六二	一一〇、〇〇
第二回	昭和三年六月	七日間	中公會堂	八四	一二五、一八
第三回	同	四年六月	七日間	長興寺	六〇
第四回	同	五年六月	七日間	長興寺	五五
第五回	同	六年六月	七日間	長興寺	四四
第六回	同	七年六月	七日間	長興寺	五六

回數	年次	金額	年次	金額	
第一回	大正五年	二三、六〇	大正十三年	一一、六〇	
第二回	同	六年	五、二〇	同十四年	一二、六〇
第三回	同	七年	一八、五二	同十五年	二〇、五〇
第四回	同	八年	一七、五四	昭和二年	二五、七〇
第五回	同	九年	八、五〇	同三年	六〇、〇〇

昭和四年四月六日 神奈川縣報德社聯合會視察團

**齊藤榮一氏發表（農村營利化と振興）（報德社と農村振興）**  
大正三年十月十二日 中央報德會主事上野他七郎氏來社  
小仁田、中、西川三報德社の施設を調査せらる  
本縣社會課大畑屬隨行佐々井副社長案内せらる 社の組織、事  
業經營等に關する調査をなされたり

昭和四年月日 勞資協調會農村課齊藤榮一氏來社

報德社と農村振興、農村の營利と其振興發表せらる

### 講演費（講師費）

期	日	講	演	費
一、講演	昭和六年四月十四日開會	講談	東京 鶴見欣次郎外	
一、座談會	時 當夜 所 濱松市報德館	趣味講演	東京 天野雄彦外	
一、代表出席	社長 飯田榮太郎	講話	鈴木房吉外	
一、講演	（兒童保護成績）社長飯田榮太郎	音楽	大塚升六外	
一、講演	（兒童保護成績）社長飯田榮太郎	芭樂	大塚惠門外	
一、講演	（兒童保護成績）社長飯田榮太郎	音楽	バイオリン、風琴、尺八	
一、講演	（兒童保護成績）社長飯田榮太郎	音楽	トランプ	

### 報德家庭相談所設置規定

第一條	中報德社ノ施設トシテ家庭相談所ヲ設置ス
第二條	家庭相談所ハ社員ノ家庭ニ於ケル苦惱ヲ除キ家族間ノ圓滿ヲ保持シ幸福ノ増進ヲ計ルヲ以て目的トス
第三條	家庭相談ノ取扱主任ハ理事中ノ適任者ニ委嘱スルモノトス
第四條	家庭相談所へ社員ノ申込ミニ依リ家政家事ニ關スル諸般ノ相談ニ應シ出來得ル限り親切ニ取扱フモノトス

三八

第五條 必要ニ應シ顧問ヲ設クルコトヲ得  
第六條 家庭相談ニ關スル取扱ハ申込者ノ希望ニ依リ秘密ヲ守

第七條 ルモノトス  
家庭相談ノ取扱ハ無料トス 但シ特ニ経費ヲ要スルモノトス

ノハ實費ヲ徵スルコトアルヘシ

第八條 本規定ハ昭和八年一月ヨリ實施ス  
附則

社團法人 中

報德家庭相談所主事

中報德社理事 飯田榮太郎

## (八) 產業振興並指導施設

(イ) 耕地整理

明治三十三年一月一日  
同 年十二月二十六日  
同 三十六年三月二十日  
五十二町八反七畝二十步  
六十二町三反三畝二十步  
金三千八百二十圓

事業完了	明治四十二年九月二十日
祝賀會	明治四十二年十一月 日公會堂落成式を兼舉行し 特に岡田良一郎先生臨席せらる
第二期耕地整理	
發起	明治四十四年二月廿八日
工起	同 四十五年一月十七日
竣工	大正四年八月三十日
整理前面積	五町一反二畝二十二步
整理后面積	五町七反二畝二十四步
經費總額	金壹千七百圓
事業完了	大正九年四月十九日
耕地整理記念碑建設	
時	昭和三年十月 日
所	中公會堂構内
碑	仙臺平石
文	表 耕地整理記念碑、裏第一期第二期の概要彫刻
碑	
場	
碑	
經	
費	金貳百拾貳圓四拾六錢
耕整事業の經過	
明治三十四年三月廿六日耕整工事着手	
一、初年度、先づ南北兩端より起工し字高山の坪、長の坪、 二の坪及十の坪を行ふ	
次年度、字三の坪、四の坪、八の坪、九の坪を行ふ	

二、借入金 事業資金として遠江國報徳社より三十三年三十四年にわたりて無利五ヶ年賦の報徳金一千圓を借用し又中、  
三年度、字五の坪、六の坪、七の坪を施行し  
最後に道路溝渠の工事を施し全部の完了は明治三十六年三  
月十日なり

小仁田兩社の報徳金六百廿五圓を使用せり  
三、浦 功 金

補助金總額五百八十圓三十四錢內

一九三三年度百八十六圓八十九  
內 譯  
一、縣費補助——三十四年度參十八圓〇三錢

卷之三十五

## 耕 整 前 耕 地

筆數反別外畔地  
整理前

四  
田

宅地

整 理

筆數反別外咗畔地

三、  
九三  
九五  
九二  
九一  
九四  
九六  
九八  
九七  
九八  
九九

卷之三

0 \*  
100 100  
0 0

0 0  
0 0  
0 0  
0 0  
0 0

三九

耕地整理の效果

四〇

灌漑 排水 交通 運搬 其他作業の簡便、乾田の増加 整理前  
十五町歩の乾田が今や殆ど乾田に利用される  
整理前五十二町、七反歩の土地は六十二町三反となれり  
経費の僅少 経費の比較的少額にて済みしは地主は其経費  
を負擔し作人は更務的に勞役に服し工事中家族をあげて之  
に従ひたる相互推譲の結果なり

季員の異動、耕整委員飯田榮太郎明治卅四年委員長を辭し、同四十  
年十二月二十二日委員淺野榮吉死亡す

耕整事業總收入 八、五一六圓八六錢五

(一)補助金

二增步地賣却金

三精算徵收金

四地主資擔金

五雜收入金

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

一百

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

一百七

一百八

一百九

一百十

一百一

一百二

一百三

一百四

一百五

一百六

金 七拾壹圓八拾三錢五厘  
繩 八百〇四束

儀裝貳重儀とし内外とも五ヶ所締  
儀編寸法 中符七寸 外符六寸

金七拾壹圓八拾三錢五厘  
繩八百〇四束

儀裝貳重俵とし内外とも五ヶ所綿  
俵 編 寸 法 中符七寸 外符六寸

米穀改良

緑創始的  
昭和三年迄十六年間實施  
大正二年十月

實施方法 方特徴 關機 な以て目的とす  
便宜中區米穀改良組合を設く  
毎年標準米を定め小作米の精撰及俵裝の検査を行ふ  
地主小作の協議に依り自治的に検査制度を實施する  
組長一名副組長一名評議員六名任期各二ヶ年

一、検査の際上中下に区分し上等には赤色の荷札を付し、下等は青色の荷札を交付す、赤色のものは地主に於て一俵に付米五合を賞與す  
二、夏土用后再審査を行ひ優等に賞與す

米俵裝改良  
大正八年十一月二十五日以降實施  
米一俵の容量 四斗（法米貳合とす）從前四斗貳升なりしを四斗に  
改む

(八) 米穀改良成績

候  
大正八年十一月十五日

大正八年十一月廿五日 中米昭良組合長 大塚 恵門  
◎美しきかきりなりけり目に見ゆる

卷之三

勝間田村中米穀改良組合規約

第一章 總則

第十一條　總會ハ毎年一月之ヲ開キ報告及協議ヲナスモノトス  
第十三條　評議員會ハ毎年十二月之ヲ開キ標準米ヲ定メ且ツ檢

## 第十四條　會計 第四章　會計

第五章　　雜則

第十五條 本規約ノ細則並ニ施行上ニ付  
第十六條 決定スルモノトス

大正二年十月  
以上以

腰間田村中之墓碑

米穀改良成績

本組合ノ取扱米ハ小作米ヲ主トシ地主小作ノ協調ニ依リ圓満ニ  
公平ニ行ハレツ、アリ成績中主要ノ點ヲ擧クレハ左ノ如シ  
一、票準米ヲ定メ検査スルカ政ニ大體小作米ハ一定スルコト

第九條 評議員ノ互選ヲ以テ検査員三名ヲ選出ス  
第十條 組合長ハ組合ヲ總理シ副組合長ハ組合長ヲ補佐シ又  
ハ代理シ評議員ハ組合會議ニ列シ且ツ會計及庶務ヲ  
分掌ス

第三章 會議



審査 五月中全部の苗代を巡視し比較審査を行へり  
賞與 優等一人、賞品角盆、佳良一〇人、賞品半紙  
同年稻作多收穫品評會

審査 十月廿一日、同廿五日全部に涉り審査を行ひ良好なるもの七點を撰拔す  
審查員 村農會技手中社役員九名、撰拔七點の坪刈審査を行ふ

優等一人 収量四石一斗八升

賞金 捨圓

## (九) 自治祭ご區民懇話會

自治祭祝詞（大正六年一月二日）

此處乎伊豆乃磐境止掃清米豆神籬樹招奉里坐奉留掛卷毛恐伎天之御中主大神高產靈大神神皇產靈大神天照大御神添豆齋比奉留二宮報德大神等乃宇豆乃御前爾齋主從七位松浦康之助恐美恐美毛白佐久年每乃例爾依豆璞玉乃年乃始乃今日乎生日乃足日止中區乃公民等村肝乃心乎合世天晴神事以豆仕奉留年乃始乃愛太伎大御手風乎尊美仰伎齊麻波利清麻波利廣伎厚伎神思乎嬉謝奉留狀乎平氣久安氣久聞食諾給比豆此所爾集閉留種々乃國體乃人等波皇我大御慮乎戴伎奉里豆各々其道乎研究米相論比豆說伎諭志教邊道伎智里

長之れが司會者となり中區に於て改良を要する事項は其の細大を問はず區民の意見を徵して、以て懇話會の話題となし各自の意見を開陳せしめ、以て區民の輿望の集る處を研究し其の實行方法を協議し、公論の決するに及んで始めて之れが實行を期し、區内各種機關の統一を計り眞に自治の實績を擧げんとするにあり。

### 勝間田村中區民懇話會並自治祭

#### 趣意

區民懇話會は勝間田村中區に於ける各戸主相會し、區長會主となり「中區に於て改良を要する事項如何」を主題とし各自に意見を吐露せしめ區民の輿望を集めて公論に決し、實行方法を協議し以て中區に於ける各種機關の統一を計り、區民の一一致圓滿を期し眞に自治の實を擧ぐるを以て目的とす

#### 方 法

報徳主義の實行を期し毎年一月二日自治祭及區民懇話會を開き實行事項を協定す。敬神＝感謝＝表彰＝慰勞＝獎勵＝懇親＝協調

#### 第一回中區民懇話會

明治四十三年一月二日午前八時中公會堂に開催區長飯田榮太郎

- 一、用水係を設けられたし 可決
- 一、木蔭伐を實行したし 可決

辨閉志米豆諸共爾力乎戮世勤米勵武邊伎真心乎憐給比撫給比豆曇日乃蔭爾立添布事乃如久助導伎豆彼大御詔爾宣良志給比志事乃如久上下齊比和伎豆大正乃大御民多留爾恥都留事無久國乃爲爾名乎顯志世乃爲爾功乎立志米給閉止飛驛人乃打墨繩乃一筋爾正志伎直伎心以豆齋比仰伎乞祈奉良久乎平氣久安氣久聞食世止禮代乃幣帛捧豆恐美恐美母白須辭別天白佐久今日乎生日止中報德社結社乃式執行布事遠母聞食諾給比豆過津事無久違布事無久彌弘爾締里廻志彌長爾結堅米豆彌遠爾立榮衣志米給閉止恐美恐美母白須。

#### 自治祭所感（大正四年一月吉辰）

從七位 松浦廉之助

おのづから里をおさめて民草のおひしけるへき道をこそしれ一とゝせのおもきつとめをつとむへく年の始にことはかりつるとも／＼にいひあつるかも打かへしことあけすへき人もなくして

#### 勝間田村中區民懇話會趣意書

地方改良の實を擧げんと欲せば地方自治の經營を完全ならしめざるべからず、地方自治の經營を全からしめんと欲せば各人共同一致の精神を養成するより急なるはなし、されば吾が勝間田村中區に於ける區民懇話會は實に此の目的を達成せんが爲めに創始せられたるものにして、中區に於ける各戸々主相寄り、區

提案の要旨は別に説明する必要なきも要するに中區に於ける萬般の上に改良を要するものと認むる事項は細大の別なく遠慮なく意見を吐露せられ度し該意見中賛成者ありて實行の必要な認むるものは其方法を講じ實行を期せんとす此會は今後毎歳新年頭に於て開會し漸次實施せんことを切望す若し幸し繼續施行するに至らば必ず効果あるものと確信す畢竟區は區民の衆望を容れて専ら自治の實を擧げんことに努むるにあり而して此會は主として戸主の會合なるも青年會報徳會其他の團體を統一し渾て歩調を合せて進まんと欲するにあり故に平素注意して心に留めたるもの他地方の善例又は理想上より中區の爲めに改良上必要と信ずる意見を發表せられ度し多少の意見を有しながら默して發言せず隠に彼是不平又は批評等をなすことを欲せず忠實に所思を述べ地方の改良に資し自他公共の利益を開發せんことを希望す

一、伊勢講を設立したし 可決

一、西川井堰下中區に屬する部分の修繕を川崎町勝保區へ督促せられ度し  
区長より勝保區へ交渉すること

一、區の十戸長會に於て協議決定したる義務出金に總て異議なく出金せられ度し 可決

一、青年會員には責任を負はせ且つ之を信認して事業を行はしめられ度し 可決

一、道路へ土砂を置きたる場合は速かに取除かしむる様致し度し 可決

一、區の義務役は充分忠實に勤務せられんことを望む 可決

一、諸上納の日は村役員出張して上納金を受取らるゝ様建議したし  
建議は見合すこと

一、葬式には酒を禁ずることに致したし 可決

一、各種の會合に於て履物を換へざる様致し度し 可決

一、休暇日を一定勵行したし 可決

一、夫役は必ず一家の主なる者出役せられだし 可決

一、道路畦畔講渠等の幅を維持したし 可決

一、家庭會を可成多く開きなし 可決

一、神社佛閣は可成掃除して敬神敬佛の念を興さしめたし 可決

一、神社の掃除は中、小仁田、西川の三報德社に於て一ヶ月交代にて行たし 可決

一、眞の宗教思想を養ふ様致したし 可決

一、區の中央に牛鐘を掲げ非常用警報に用ひ度し 追て實行すること

以上十九項

### 講演

村政一班

勝間田村長 大井良平

一、公會堂會計報告 飯田榮太郎

### 講演

祭政

松浦廉之助

區民懇話會

開會

區長 飯田榮太郎

座長

柴太七

### 報告

講演

以上十九項

第一回 自治祭  
第二回 中區民懇話會  
明治四十四年一月二日中公會堂に開催  
區長飯田榮太郎外八十三名出席

自治の圓滿なる發達を祈り報德例會の通り神號幅を掲げ各種の神饌を供へ神官の祝詞を奏し主なる者は玉串を献し一同拜禮し神酒を下け耕地整理記念銀盃を廻し一同拜受せり

出張を乞ひ其他來賓として勝間田村長大井良平氏參列せらる

### 自治祭

六、大島居谷の溜池築造の件は位置及經費等を調査したる上更に協議すること

七、荒地の砂利及砂土の搬出は地主にて行ふたる後必要に應じ道路に均らすこと

八、耕地整理地は一小區劃を四枚と定めあれども未だ出來上ざる場所あり之等は地主に對し可成出來する様促すこと

九、婦人會及家庭會を屢々開會すること

十、功勞者の葬儀には從前も相當の方法を以て行ひ來りたるも今後尙敬意を表する方法を設け實行すること

十一、休祭日を一定し勵行するは頗る可なり依りて追て

十二、蔬菜栽培を獎勵すること

十三、硝子破片は之を報德會の日各自持參する爲め公會堂に一つの捨幽を設くること

十四、伊勢講を設け區民を講員として毎年二期出金し本年より實行すること

十五、念佛講を設くること

左の事項は委員附託として夫々協定す

一、報徳社に於て一社一名以上毎年視察員を出張せしむること

二、排水工事の可否を試むる爲め二、三ヶ所暗渠排水工事を施行すること

三、字十一ノ坪惡水路口の砂利滯留せざる機盡力すること

四、旱魃豫防の爲め或時期を見て適當の場所に三尺以上の角井戸を掘ること

五、第二期耕地整理は横堤上と協議を盡し起工すること

以上

### 第三回 中區民懇話會

明治四十五年一月二日中公會堂に開催  
區長飯田榮太郎外八十七名

## 自治祭

静岡市淺間神社禰宜松浦康之助氏祝詞を奏し一般區民禮拜其他前回に同じ

## 區民懇話會

開　　會	區長　飯田　榮太郎
座　　長	大塚　惠門

## ○提出事項

- 一、寄留者を置く場合には責任を負ひ且つ組の承諾を得たる上たること可決
- 二、縣道の傍に便所を設けられたり　可決
- 三、地主に於て區長の承諾を受け設くること
- 四、一番茶を四半斤づゝ二宮神社へ奉納する様致し度し　可決
- 五、溜地を設ける計畫を立てられ度し　可決
- 六、常夜灯を一ヶ所とし區の中央に新設し度し　可決
- 七、出張は近來丁寧に過ぐる傾きあるが如し今後可成簡易に行ひ度し可決
- 八、ソウパンを賣て半鐘を買ひ火の見を設け度し　可決
- 九、消防器を各所に備付度　可決
- 十、三社にて一個を買ひ公會堂に置き其外は報德社又は有力者にて買求め備付ること
- 十一、支道の修繕工事を組々に分任し施行し來りたるが之を各人別に區域を定め施工致し度し　否決

三社にて一個を買ひ公會堂に置き其外は報德社又は有力者にて買求め備付ること

十、支道の修繕工事を組々に分任し施行し來りたるが之を各人別に區域を定め施工致し度し　否決

第三回自治祭  
第四回中區民懇話會

大正二年一月二日中公會堂に開催  
中區長大塚惠門外八十一名出席

來賓、榛原郡長加藤節次氏、相良警察署川崎分署長尾濱徳三郎氏、勝間田村長大井良平氏、勝間田小學校長伊藤光平氏、

勝間田村駐在所巡査勝又嘉雄氏

## 自治祭

静岡市淺間神社禰宜　松浦康之助

河瀬末藏　勝間田村社八幡神社々掌

河瀬社掌祝詞を奏し祝を行ひ松浦禰宜祝詞を奏上し玉串を献し

次で會主大塚區長以下各種役員來賓等の玉串奉獻一同拍手再拜にて祭典を了す

## 講演

敬　　神　　淺間神社禰宜　松浦康之助氏

自治に就て　　榛原郡長　加藤節次氏

和田村青年會と柿樹　川崎分署長　尾濱徳三郎氏

懇話會（午後一時）　　飯田榮太郎

開　　會　　區長　大塚　惠門

座　　長　　飯田　榮太郎

○協定事項左の通り

- 一、區内支道の橋梁は繼續事業として漸次耐久物（石又は適當なるもの）に改造すること
- 二、作道及自由路の修繕は勿論道幅を狭めざること幅杭を打ち直に修繕することと期日は追て定むること
- 三、勝間田川字十一の坪以下の改良を行ふ様關係區に交渉すること
- 四、曠の溝にして埋りたる土砂を浚渫するには關係者協議の上適當の程

十一、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

十二、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

十三、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

十四、區の功勞者を優待する方法を設け度し　追て定むること

十五、小仁田溜地の修繕を致し度し　可決

十六、小仁田燒場を改良し度し　可決

十七、雨垂れ排水溝を設くること　宿題とす

十八、區の物置場を設け度し　追て時期を見て設くることと宿題とす

十九、婦人會を設け度し　可決

二十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる筈なるも尙之を刈りとる者あり今後は必ず禁すること　可決

二十一、日曜學校を設け度し　可決

二十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し　可決

二十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し　可決

二十四、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

二十五、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

二十六、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

二十七、雨垂れ排水溝を設くること　宿題とす

二十八、區の物置場を設け度し　追て時期を見て設くることと宿題とす

二十九、婦人會を設け度し　可決

三十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる筈なるも尙之を刈りとる者あり今後は必ず禁すること　可決

三十一、日曜學校を設け度し　可決

三十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し　可決

三十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し　可決

三十四、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

三十五、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

三十六、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

三十七、雨垂れ排水溝を設くること　宿題とす

三十八、區の物置場を設け度し　追て時期を見て設くることと宿題とす

三十九、婦人會を設け度し　可決

四十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる筈なるも尙之を刈りとる者あり今後は必ず禁すること　可決

四十一、日曜學校を設け度し　可決

四十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し　可決

四十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し　可決

四十四、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

四十五、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

四十六、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

四十七、雨垂れ排水溝を設くること　宿題とす

四十八、區の物置場を設け度し　追て時期を見て設くることと宿題とす

四十九、婦人會を設け度し　可決

五十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる筈なるも尙之を刈りとる者あり今後は必ず禁すること　可決

五十一、日曜學校を設け度し　可決

五十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し　可決

五十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し　可決

五十四、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

五十五、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

五十六、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

五十七、雨垂れ排水溝を設くること　宿題とす

五十八、區の物置場を設け度し　追て時期を見て設くることと宿題とす

五十九、婦人會を設け度し　可決

六十、堤防保護の爲め川表の草は刈り取らざる筈なるも尙之を刈りとる者あり今後は必ず禁すること　可決

六十一、日曜學校を設け度し　可決

六十二、畦道に溝を掘りたる時は直ちに埋める様致し度し　可決

六十三、青年會員を有する家庭にては青年會合に青年を出席せしむる様心配せられ度し　可決

六十四、處女教育を施す方法を設けられ度し　講話講習會等を開くこと

六十五、新に宅地を設ける場合には境界より溝を設ける丈隔てる様致し度し　可決

六十六、山林の開墾を爲す場合には從來木陸刈と稱する分迄開墾して良きや否やを判然定め度し　木陸刈の分迄開墾して可なり

らず

二十三、山林の境界は常に明瞭にして置くこと  
二十四、決議事項は夫々實行を期す可きこと

以上

- ◎提出事項
- 一、小仁田火葬場道狹隘なり廣めなし 實地調査のこと
  - 二、地主と小作に就ては、外散田なる土地を區民にに小作さする様致度し 可決
  - 三、用水路の西を乾田にする良方法 双方自儘の結果所置をなし其上區長に申出づること
  - 四、中區に年々三回位婦人會を催したし 三社報徳社役員にて裁決すること
  - 五、水畠大鼓叩飯田勘次郎氏へ授賞する様取計はれだし 可決
  - 六、勝間田川堤防を他區に對抗する丈の所置を講ぜられたし 調査の結果に依ること
  - 七、道路に共同便所を設置することを實行せられだし 延期
  - 八、一般灰置場に注意すること (注意)
  - 九、急變に際し消防の役割を一定すること とび提灯を組に壹個宛調製すること
  - 十、乾田根基掘上丈に注意すること (注意)
  - 十一、一反歩拾俵取品評會を開催したし 部農會の事業として各戸一島宛の競作田を作ること
  - 十二、入營者に木綿紋付の羽織を報徳社若くは區費を以て調製して贈ること
  - 十三、稻作に立蟹爪を使用致したし (注意)
  - 十四、中區に三ヶ所位稻作土壤の調査をなし施肥の方法を指導せられたし 農會へ請求すること
  - 十五、用水費に充んが爲め區費を以て年々積立金を造りなし 可決
  - 十六、荷車には鑑札を附すること (注意)

大正三年一月二日中公會堂に開催  
區長大塚惠門外九十二名出席  
來賓、榛原郡長加藤節次氏、川崎分署長尾濱徳三郎氏、勝間田村長大井良平氏、勝間田小學校長伊藤光平氏、勝間田村駐在所巡查天野氏

拜禮式を了す

講演

建國と敬神

質實剛健なる人の話

火の用心

區民懇話會 (午後一時開會)

開會

區長 大塚 惠門

座長

尾濱分署長

淺野久平

十七、本年より十戸長に報酬を與へられたし 否決 十戸長の任期は二ヶ年とし本年總改選のこと  
十八、學術の研究 (夜學若くは日曜學校等) には壯丁前の青年は必ず出席せしめられたし (實行のこと)

以上

#### 第五回 自治祭 第六回 中區民懇話會

大正四年一月二日中公會堂に開催

區長大塚惠門外九十名出席

來賓 永原榛原郡長、大井勝間田村長、伊藤小學校長、天野駐在所巡查、駒塚麗氏

自治祭

午前十時靜岡淺間神社禰宜松浦廉之助、村社八幡神社々掌河瀬米藏氏に依り祭式執行一同禮拜式を了す

式終了後教育功勞者故加藤龜藏氏、忠僕川口忠八氏の追表彰あり正十二時全く式を閉す

區民懇話會 (午後一時開會)

開會 區長大塚惠門

大塚區長座長となり左記提出事項の協議に入り下記の通り夫々協定せり

○提出事項

一、木蔭伐を引き行ふこと 可決

二、原種栽培法を講ずること 可決

午前十時開式例年の通り神官松浦廉之助、河瀬米藏氏に依り執行一同玉串を奉獻嚴肅裡に祭典を了へ續て講演會に移り正午式



午前十時國幣小社小國神社宮司松浦廉之助、村社八幡神社々掌河瀬米藏氏に依り祭典を行ひ一同祓を受け自治區の圓滿なる發展を祈り神酒を分ち中少年會に對し平素神社の掃除其他の善行を賞する爲め金貳圓を與へ式を終れり

#### 區民懇話會

午後二時開會大井良平氏座長席につき例年の通り「中區に於て改良を要する事項如何」につき各自の意見を需め是れか可否を議り左の通り協定せり

#### 協定事項

- 一、婚禮の草鞋酒を廢すること 可決
- 二、死亡通知飛脚は一名にすること 可決
- 三、葬式外佛事の餅を廢すること 宿題
- 四、毎戸起床時間を一定すること 青年會と交渉の上良法あらば實行すること
- 五、入營者に對する羽織贈呈を廢すること 可決 但金額は十戸長會に委任すること
- 六、旱魃の際は水上に於ても注意せられ度きこと 可決
- 七、雨垂通りの排水設備を施され度し 研究の上可成早く實施すること
- 八、平和記念として各戸に桐苗を配付し宅地内に植付け成木後利用方法を講すること 可決 但中報德社にて苗木を購入配付すること
- 九、家庭教師を囑託し社員家族婦女子に作法其他の教育を施すこと
- 十、西川堤防破損の個所あり速に工事を施されたし 村營事業なるも

「中區に於て改良を要する事項如何」  
座長大井茂市氏右主題に就き各自の意見を需め協議したる事項左の通り

- 一、人體寄生虫一齊驅除法 村醫と協議の上良法を講すること
- 二、不幸なる家庭にして人手間なく同情すべきものには其組の申出により村の夫役を免除すること 可決
- 三、新嫁の披露は夜間にしたし 従來の通りにて差支なし
- 四、肥料の共同購入又は大取繼を講ぜられたし 可決 報德役員にて協議をなし良法を設くること

十一、五月祝の鯉、幟の贈答を廢すること 可決 實地調査し施工の方法を促すこと

#### 第十二回 自治祭

大正十年一月二日中公會堂に開催  
區長以下全部出席

#### 自治祭

午前十時例年の通り自治祭を執行同十一時嚴肅裡に全く祭事を終り次で區内模範婦人、模範青年並に精農者の表彰式を行ふ左の如し

精農者 大石仙吉、飯田近太郎、大塚藤平  
模範婦人 淺野桂次妻、中野みね、山本さと  
模範青年 大石亮助、中野吉次郎、大石忠平

#### 區民懇話會（午後一時開會）

- 五、中區民に中報德社入社を勧誘すること 可決
- 六、水路小堰の兩岸は關係者にて修繕をなすべし 可決
- 七、長興寺前惡水路堤防の修繕をなすこと 區長及土木係に一任すること
- 八、小仁田舊蔭側井堀に二名以上の補助人夫を課せられたし從前の通り
- 九、神社境内を擴張すること 調査の上島居修繕と同時に行ふこと
- 十、明治神宮參拜講決定の事 小田原二宮神社を兼ね參拜毎年十月代参の事
- 十一、本年中米麥作並に茶園品評會を報德社にて開催すること 可決
- 十二、指道標改設の件 實行すること
- 十三、こさ刈をなすこと 二月中に検査をなすこと
- 十四、消防器及ポンプの修繕をなし置くこと 一月十五日検査を行ふ事

#### 第十二回 自治祭

#### 第十三回 区民懇話會

大正十一年一月二日中公會堂に開催

從來午前より集會をなしたるも本年より報德役員を除く以外は午後より集會することに改む

#### 自治祭

午後一時神官川瀬社掌により自治祭執行終りて引續き

#### 區民懇話會

一、隔年に乾田とする規定を止め毎年乾田とすること 從前の通りと

今日は特に研究すべき問題なきにつき例年の如き懇話を略し講演に移り左の諸氏の講演ありたり

榛原郡教育週間 社長 飯田榮太郎  
教育尊重教育第一 小學校長 依田三千三

四、西川下の排水路改良の件 可成測量をなすこと

#### 第十四回 自治祭 第十五回 區民懇話會

大正十三年一月二日中公會堂に開催  
午後一時區長以下全員參列川瀬村社々掌に依り祭典執行一同禮

拜自治の圓滿なる發達を祈り同貳時全く了す  
次で區民懇話會に移る

#### 第十五回 自治祭

#### 第十六回 區民懇話會

大正十四年一月一日中公會堂に開催  
從來一月二日に施行し來りたるも前年報德例會を毎月一日と變

更決定したるに付本會も亦一日午後開會す  
午後一時例年の通り自治祭を執行す

#### 中區民懇話會

區長枝村藤次郎氏座長席に着き區民の意見を問ひ左の事項を協定せり

一、木蔭伐施行の件 後日十戸長會に於て期日及施行方法を協定するこ

と  
二、報徳合併十周年記念會の件 本年施行すること其方法は役員會に於て決定のこと

三、排水路開設の場合旱魃の際用水を利用する方法を設備すること 排水路の設計は技手に依頼すること

#### 中區民懇話會

區長枝村藤次郎氏座長席に着き區民の意見を問ひ左の事項を協定せり

一、曇道の芝をむき取らざること 可決

三、曇道に豆を作らざること 可決

四、曇道に砂利を敷きたし 可決

五、道路構渠等の幅を損せざる様整理すること 可決

六、耜摺機を共同して備付たし 研究すること

七、產業發達地を撰み農事視察員を出し度 可決

八、米作の增收を期するため電氣誘蛾灯を設けたし 調査すること

九、大山神社の鳥居を新にし且つ石段を改造し度 區長に一任すること

十、非常用水の設備を致したし 可決

十一、小作地を地主に断りなく他へ移轉せざること 可決

十二、中區の歴史を調査編纂したし 可決

十三、木蔭伐を實行したし 三月中に實施すること

#### 第十九回 自治祭

#### 第二十回 區民懇話會

昭和四年一月五日中公會堂に開催

#### 自 治 祭

午前九時例年の通り神官川瀬村社々掌に依り一同祓を受け玉串奉獻禮拜し式を了す

#### 區民懇話會

座長 飯田榮太郎氏  
主題「中區に於て改良を要する事項如何」

協定事項  
一、米作多收穫獎勵の爲め壹反歩拾俵取り品評會を開催をなすこと

一、米作多收穫獎勵の爲め壹反歩拾俵取り品評會を開催をなすこと

#### 第十六回 自治祭 第十七回 中區民懇話會

大正十五年一月一日中公會堂に開催（午後一時）  
自 治 祭

區長以下區内全戸主出席川瀬神官により例年の通り祭典執行一行玉串奉獻一同禮拜中區自治の圓滿なる發展を祈り午後二時嚴肅裡に全く式を了す

#### 第十七回 自治祭

#### 第十八回 區民懇話會

大正十四年一月一日中公會堂に開催

從來一月二日に施行し來りたるも前年報德例會を毎月一日と變更決定したるに付本會も亦一日午後開會す

午後一時例年の通り自治祭を執行す

#### 中區民懇話會

區長枝村藤次郎氏座長席に着き區民の意見を問ひ左の事項を協定せり

一、木蔭伐施行の件 後日十戸長會に於て期日及施行方法を協定するこ

と  
二、報徳合併十周年記念會の件 本年施行すること其方法は役員會に於て決定のこと

三、排水路開設の場合旱魃の際用水を利用する方法を設備すること 排水路の設計は技手に依頼すること

#### 中區民懇話會

區長枝村藤次郎氏座長席に着き區民の意見を問ひ左の事項を協定せり

一、曇道の芝をむき取らざること 可決

三、曇道に豆を作らざること 可決

四、曇道に砂利を敷きたし 可決

五、道路構渠等の幅を損せざる様整理すること 可決

六、耜摺機を共同して備付たし 研究すること

七、產業發達地を撰み農事視察員を出し度 可決

八、米作の增收を期するため電氣誘蛾灯を設けたし 調査すること

九、大山神社の鳥居を新にし且つ石段を改造し度 區長に一任すること

十、非常用水の設備を致したし 可決

十一、小作地を地主に断りなく他へ移轉せざること 可決

十二、中區の歴史を調査編纂したし 可決

十三、木蔭伐を實行したし 三月中に實施すること

#### 第十九回 自治祭

#### 第二十回 區民懇話會

昭和五年一月五日中公會堂に開催

#### 自 治 祭

午前九時神官川瀬米藏氏に依り一同祓を受け玉串奉獻禮拜し式を了す

#### 區民懇話會

社長飯田榮太郎氏座長席に着き例年の主題につき各自の意見を

需め夫々協定したる事項左の通り

一、俵米共同販賣は從來有隣會にて行ひ來りたりしが以後は中報德社の事業として行はれだし 可決

二、氏神大山神社の鳥居を新築しては如何 研究すること

三、區内人夫賃金を公定せられたし 十戸長に託すこと

四、團地指導地に對し獎勵金を交付せられたし 可決

五、農事に從事する婦人の作業服を一定に改むる様婦人會へ注意すること 可決

と 可決

### 第二十一回 自治祭

#### 第二十二回 區民懇話會

昭和六年一月五日中公會堂に開催

#### 自治祭

午前九時村社々掌川瀬米藏氏に依り例年の通り祭典を執行す

#### 區民懇話會

午後より例年の主題につき懇話會を開き其協定事項左の通り

一、報徳農業倉庫を建設しては如何 可決

二、青少年會事業を一層援助しては如何 可決

三、婦女子の教養に一層努力しては如何 可決

四、村稅の輕減を計る様村當局に陳情しては如何 可決

五、用水引込みの堰を改良しては如何 十戸長に一任すること

### 第二十二回 自治祭

#### 第二十三回 區民懇話會

昭和七年一月五日中公會堂に開催

#### 自治祭

午前十時區長以下全員參列川瀬村社々掌の祓式、祝詞奏上あり

報徳役員、中區役員玉串奉獻一同禮拜祭典を了し次で前年中報

徳社常會皆出席者山本伊三郎外三十二名に對し賞品授與あり

#### 區民懇話會

午後區長大塚惠門氏座長席に着き例年の通り「中區に於て改良

を要する事項如何」を主題とし意見を開述せられたき旨を述べ

各自の意見を需め夫々協定したる各事項左の如し

一、中報徳社創立四十年記念會を三四月頃行はれ度し 中報徳社役員會

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採し通水の支障を除去しては如何 區

長に一任すること

四、横堤の伏穂に故障出來し通水充分ならず改築しては如何 區長に一

任すること

五、柿樹の剪定指導を村農會へ請求しては如何 可決

六、青年の寒稽古を促す爲め適當の作業を行はしめては如何 可決

午前九時川瀬村社々掌に依り例年の通り自治祭を執行す

區民懇話會

午後懇話會を開き協定事項左の如し

一、東側用水路の敷巾を一定しては如何 十戸長に調査を依頼すること

二、字清水用水路の堤塘を修築しては如何 十戸長に調査を托すること

三、勝間田川堤防内側の竹木を伐採

たる光榮をも有するもので、特別指導期間は既に経過したるもの  
引續き更に一層の活躍を致さなければならぬと考へますけれ  
共、何分思ふ様ところか思ふ半分も仕事は出来ません事を遺憾  
と致します。回顧すれば當支部成立以前より疾くに中報徳社の  
春秋婦人會の開催あり又長興寺婦人會等あり或は毎年三月は川  
崎報徳館に開かるゝ桜原郡報徳社聯合會の婦人會もあり、旁婦  
人啓發に關する會合が行はれ多少とも婦徳の涵養は心掛けて參  
りました。斯様に種々の御庇護により修養の上にも生活の點に  
就ても幾分自覺を促されました御蔭で從來に比較すれば多大の  
進歩を見る事が出来る様に思はれます。是を他の地に比較すれば  
私共は非常に幸福のことを感するのです。從て何か卓越した  
事業も行はるべき筈であります。が會員より會費を徵する譯で  
はなし經費とても支辨する基本金もなければ資金をも有つて居  
らないし事業なども何も出来ません。只幸に會合の都度講師の  
招聘等に於ても中報徳社の援助を蒙り大に好都合を得て居る次  
第であります。以上の様な譯で成績としても勿論顯著なるもの  
はありませんが、是を從來に比すれば大に面目を改めたるもの  
もあるかと考へます。茲に既往五ヶ年間の概要を摘記して他日  
の参考に供し度本誌を綴りたる次第です。今後一層精勵して婦  
徳の涵養と生活の改善を計り度と存じます。

昭和七年十一月

勝間田村婦人會中支部

(口) 中報徳社婦人會經營談

定の綿服を着用して出席する様相談したから順次出席が佳良に  
なりました。

兎に角最近は出席に對する觀念も從來に異り餘程改良せられて  
参りました。

(ハ) 中報徳社婦人會の成立及組織

勝間田村婦人會中支部

設立員 大塚いち

副會長 飯田りう、枝村しか

幹事 田代八十名

修養會長 飯田りう、枝村しか

貯金十名(十戸組各一名)

年三回(三月、九月、十月)

一口金五十錢、一圓、一圓五十錢、二圓、五圓年  
三回)一回の總金額七三圓五〇總人員八十五名

本村は婦人教化模範施設の指定を受けたるに依り  
本村婦人會を設けたるに因る

勝間田村婦人會中支部役員

第一期 會長 大塚いち 副會長 飯田りう 枝村しか

幹事 山本せき 大石せん 浅野かく 大井つゆ

飯田せん 浅野こう 山本さと 山本とき

加藤てふ 枝村せき

第二期 會長 大塚いち 副會長 飯田りう 枝村しか

幹事 大井ちよ 山本せき 浅野かく 柴みな

中區婦人會は大正十三年九月一日に產聲をあげ、爾來星霜を  
閱すること七年に及ぶ、今こゝに婦人會長大塚いち子夫人の經  
營談の要領を記す

「婦人會の活動によりて臺所の改善を行つた所、竈は大方西洋  
式に改良され、流しの如きも全部コシクリになつて來ました、  
そして少くも硝子戸にして明るくする事や、戸棚其他の合理化  
を圖つて其家々に應じて、各特徴を有する釜屋を經營しております。  
ます、先づ最初に、組内の釜屋の巡回を初めて、臺所改良の參  
考に致しました。

又臺所改良講事を起して私共で事務も取つております、講事  
は百口を募り小掛一圓、大掛一圓三十錢で一回四口の落札で後  
には五口も落ちる時もあります。是も年四回の立會であります。  
婦人會の會合は年三回二月、九月、十月で、内一回は佛教婦  
人會で長興寺で開會することにしてあります。元來の生立が佛  
教婦人會を大正十五年勝間田村が模範村となつた時特別指導期  
間を五ヶ年として經營し來つたものである。開會は午後一時閉  
會は午後四時で子供引きつれて參會致します。

出席獎勵の一方方法として貯金をする其貯金の如きも一回七十  
三圓より九十圓に達しつゝある。又婦人用品や家庭用品の共同  
購入を行ひ、正月は箸、夏は石鹼と云ふ様に時節向の品物を靜  
岡で一まとめに買入れて分配して出席を助けております。

また婦人の集合と服装とは何處でも六ヶ敷い問題であるが一

(ニ) 教化施設  
御大典記念鏡

奉祝	鏡の大きさ	幅	縦
	金拾六圓參拾錢		

場所 中公會堂

時間 昭和三年十一月十四日

日々にこゝろ磨けよます鏡集ふおみなの誠うつさむ

實行事項(一) 大正十五年十月二日協定

- 一、私共は進で出席致しませう
- 二、私共は常に質素に致しませう
- 三、私共は會合に常着のまゝ出席致しませう
- 四、私共は時間を大切に致しませう
- 五、私共は舅姑を大切に致しませう

實行事項(二) 同

六、私共は渾べて清潔に致しませう

實行事項(三) 同

有難い／＼にて暮しませう  
面白い／＼にて働きませう  
勿体ない／＼にて何物をも使ひませう

六九

實行事項（四）昭和六年九月廿三日

内部全部、三十五銀行内特に金庫の内部を観覽す  
特約自動車にて直行  
三十五銀行の内部を詳細案内せられ新式の諸設備  
を見、就中金庫及換氣裝置は最も珍らしく大に感  
激を與へらる

時　　視察旅行(一)  
場所　　昭和五年二月五日  
期　　濱名郡新居町  
項　　婦人會の活動、臺所改良、葬儀及婚禮改善

人員 中支部、穴ヶ谷上組會員十名  
會計十二名  
支部會長、顧問  
視察の序豊川稻荷に參詣す

時 場 期 日 昭和五年三月二日  
視察旅行（二）  
所 久能村の園藝、龍華寺、清水港、狐ヶ崎遊園地  
員 静岡葵文庫、静岡縣廳、縣會議事堂  
行 總人員十四名 内婦人十名  
面廻りタクシー、静岡藤枝間の汽車  
一 特約自動車にて藤枝驛迄の往復、静岡より清水方

時 時  
視 察 旅 行 (三)  
期 昭和七年三月十七日  
所 龍爪山、狐ヶ崎、清水公園、田中屋、三十五銀行

出席 六十六名 貯金額金九拾六圓也

精勤賞  
自大正十五年九月  
至昭和六年六月  
十六回 告出席者

設立五週年記念會に於て獎勵の爲め賞與す

山本さと 中野みれ

炊事調理講習  
昭和二年一月二十一日 同二十二日

講習會場  
中公會堂  
寺田幸吉郎（縣特派）  
二十一日百三十八人（中七十三名、靜谷外六十二名）

二十二日百三十七人（中六十九名、靜谷外六十八名）

二十二日 大豆砂糖付 芋お萩餅 甘藷蒸法  
小豆煮法 そら豆煮法 煮豆作り法  
葱ヌタ 葱湯飯炊法 五目めし 大  
根ホロフキ すし作り法 玉子焼法  
茶碗蒸

向上日と臺所巡視

始  
昭和二年四月一日

毎月一日、十五日  
法 日  
會員二名宛順次當  
し各戸の臺所状況

結果  
昭和五年十二月迄繼續する  
當日は特に注意し整理及清潔に努めたる效果大なるを認めたり

臺所改善講事

昭和二年十一月  
年四回(一月、

數注  
百口小掛金一  
人員八十五名大掛金一  
八十五名

終　昭和七年十二月  
臺所改善講事

昭和二年十一月  
明るく、清く、都合よく、採光、清潔、整頓、  
斬進主義をとり各自の工夫を凝らし簡易なる事項

金銭の三事六法に名目の一物を何に能くか事功  
り而も経費を可成寡少ならしめ華美を避け實用  
主とす

費 績  
臺所改善講を設け聊か経費に充つ  
顯著なるものなきも從前に比すれば大に面目を改

毛詩

## 釜屋の分類

(イ) 別棟式 距離、火元の點、電灯の利用出来ず、外  
來者に直視されざる點

(ロ) 本屋式 座敷より火元の見ゆる、電灯の利用出來  
る、外來者に直視さるゝ點

の間を硝子戸にしたるものあ  
り

## 戸棚を改善したるもの

一 戸棚の食器を變へたるものには  
加へず、流上の吊戸棚流側の

## 勝間田村中區臺所改良成績(其一)(昭和六年)

中區總戸數九十戸の内多少とも改良したるものと調査す

## 改良事項

戸數 寺院二戸を除く

## 勝手の窓を改良したるもの

四七 流洗の窓、風呂場の上、勝手

## 勝手の窓を改良したるもの

四八 探光、天窓

## 洗流をコンクリーにしたるもの

四〇 流のみコンクリーにしたるもの  
大部分あり、水瓶と流とな作  
付に製作したるものあり

## 風呂場を設けたるもの

三八 長州風呂一二 萬歳風呂二  
五右衛門風呂三〇

## 特に湯殿を備へたるもの

一〇 特設湯殿は最近の設備にして  
急速に増加したるもの今後尙増  
加すべき見込み

## 竈を西洋式にしたるもの

四〇 煉瓦を用ゆる多數なり、稀に  
土石にて自製したるものあり

## 煊六竈を備へたるもの

一九 煖六 三一 粗穀用大學竈六

## 勝手に硝子障子を設けたるもの

二九 入口を硝子戸にしたるもの激  
増せり、又應接間と食事室と

## 勝手に硝子障子を設けたるもの

三〇 特設湯殿は最近の設備にして  
急速に増加したるもの今後尙増  
加すべき見込み

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日

臺所改良成績(其二)(昭和八年二月調査)

## 改良事項

戸數 摘要

## 勝手の窓を改良したるもの

五八 流の窓風呂場

## 改良費の總額

三、五〇三圓 昭和六年一月廿七日





一、其の他  
一、氏神祭典幟立餘興準備又は入營兵除隊兵の送迎。  
一、毎年九月上旬當區有力者を招待懇親會を開催す。

一、本年の特に記録すべきは左の事項なり。

- 1、四月團報發刊に際し文藝選評會の結果當支部は第一位而して八月の辯論大會に於ては五名を選出々場せしめ五名共入賞したり。
- 2、秋期陸上運動會に於て優勝し團長杯及び優勝旗數本を獲得す。こゝに特筆すべきは中報德社の御援助に依る事多し。

### 將來之見込

一、視察旅行、濱松在水谷熊吉先生の農事に依る多收穫栽培法の實地视察、郡下精農家宅の實習地の視察。

一、野菜類の栽培（主に馬鈴薯、菜）

實施する前に研究會を開催するものとす。

一、野菜品評會 一般青年のみに限らず區民より出品を募りて催す。

一、懇談會 一般區民と青年と合併をなし意見の交換をなし

一、修養會 青年團と共に區の向上に努める。

一、農村慰安の夕べ 講師を招き一夜有意義に催す。

一、工作品展覽會 一般區民の御集りを願ひ活動寫眞大會を催す。

一、工作品展覽會 一般區民及青年の工作品を募りて之を行ふ。

以 上

昭和八年一月

### 勝間田村青年團中支部

して、絶大方針は決定せられたのであります。

乃ち字の輿論として、耕地整理問題の提唱を見るに至り鈴木樺原郡長のすゝめにより明治卅三年一月、中區六十餘町歩の耕整計劃の發企となり、同卅四年三月より土工に着手し、卅六年三月に至るまで、各農閑期を利用して、著々と其工事を進捗し、別表の如き内容と、序次とを以て、其完了を見たのであります。然るに事業は、必ずしも豫期の如く計画通りに、進行するものでなく、當時猶自分は青年であつた關係上、一般の同意を求むるに頗る困難であつたが、何とか遂行の方途もがなと、日夜苦慮心痛を致しましたのであります、かくて未明に起き出で、冷水に心身を淨め、不動尊を念じて事業貫徹の念願をこめたのでありました。

當時私は衆に推されて、幸に耕地整理委員長となり、其事業の開始を見るに至つたことも、思へば神佛の加護によるものと信じます、最初重要な測量だけは土木技師の出張を乞ひ、他は全く村人の百姓測量であります、處が自分が用件を帶びて、三島地方へ参つた不在中に、區の耕整反対の人々は、調印をまとめて、着々と反対運動をなしつゝあつたのであります、これは要するに、小作者側の人々の杞憂の下に、耕整による小作側の不利を免れるべく、この運動を起したのであつたのであります。そして色々の關係で委員の改選を餘儀なくされ、從來發企人に於て占めておつた委員は多く小作側の人々の手にうつり、一時仕事の進行上面白からぬ結果を見たのでありましたが、又々

## (三) 報德社經營體驗談

中報德社理事

飯田 榮太郎

中報德社は九十餘戸の一小部落に存在する一報德社であるが、其發端は明治二十六年前後、乃ち國會開設の當初にあたりて國會議員の競争熾烈を極め、勢ひ村内に二派を生じて、ついに意志の疏通を缺き、甲乙互に相争ふに至つたのであつた、かゝる事情を憂慮して之が弊害を除き、以て字の和平と、繁榮とを招來すべく、報德の教を探擇して、始めて中報德社を創始したのであつた、實に明治廿六年一月の事である、然るに其年恰も大旱魃に遭遇し、田の分水問題に端を發して、報德社の分裂を來し、こゝに於て中、小仁田兩報德社を派生したのであつた、越へて明治卅四年更に西川報德社の結成を見るに至りて、字内に三社の對立を見る事となつたのであります。

然るに時代の要求は、字内三社の分立を便とせず、従つて三社は常に相協調して、字の事業に參加するに至りました。

顧みれば明治廿七年本村耕地の中央を流れて、累年水害を及ぼせる勝間田川改修工事あり、當時枝村藤十氏主として其の局に當り、從來に比して大に其水害を減少するを得たのであります。これは實に中區產業問題の根柢をなす事業であつて、其翌年六月更に中區を貫通する、金谷川崎往還竣工して、河身改良事業と共に、中區の面目を一新し、漸く中區の產業政策に對

第三回の選舉に當りて、初回の人達に復歸して、事業の進行を見たのであります。

要するに事業の遂行は、一心の不動によつて、信仰によつてなされるものと信じます、信仰なきものは、不可ね、信仰に無限の力ありと、信するのであります。（中畧）

この耕整事業に當りて、私の立場は全く、苦情引受所の觀があつたのでありました、夫れで更に困難を感じたのは、我々委員間にすら、反対者を生じて來た時の如き誠に行詰りを感じました、是等の人達は大局から打算するのでなく、小さな個人的の利害のみを考慮して、當つて來たのであります、實社會の事情に暗い若い自分達には、全く想像もつかないあらゆる事情が發生して、之れに遭遇する度に尊い生きた經驗を嘗めた事は、將來自分達が世に處する上に、どれ程よい體験であつたか知れないのであります。

其當時私は卅歳前後の年齢でありますので、すべて仕事がやり悪く、只至誠以て之に當ると云ふ外道はなかつたのであります、其時の委員の日當は僅かに金二十錢で、終日の勞働についたのであります、最も六ツかしかつたことは、換地處分と云ふ様な仕事であつたと思ひますが、明細は申し上げぬこと、致します。

更に話は變りますが私の區には寺院がありましたが、交通不便の故を以て、耕整紀念事業として公會堂新築の議が起り、壹千餘圓を投じて、建設致したのでありました、兎も角私の字の

耕整事業は反當賦課額、金三圓七拾一錢の少額を以て、遂行し得た事は最も當字の幸福とする所であります。

この耕整事業を機會として、村内の産業指導を盛んにし、大に改良を行ひ新らしき成績を得たのであります。而して大正六年中、小仁田、西川の三社合併して、新に中報徳社を創設し、遂に一字一社の理想を實現したのでありました。

かくて三社合併後に於ける中社は、今から考へると丁度準備時代であつたのであります、幸ひに教化を伴ひました關係上、

合併當時一萬四千二百餘圓の報徳金は、同十四年に至り三萬一千四百餘圓、昨年末に至りましては合併時代の三倍半に達する、四萬九千一百餘圓の巨額を示す事を得たのであります、私の所謂準備時代よりして、報徳積善の效果を累積して、漸く善報金交附時代に到達するの幸を得たのであります、かくして昭和五年に於て一千四百三十三圓を同六年同七年に於て各一千二百餘圓を善種をまきたる善果として、社員に善報金を交附するを得るの機會を得たのであります、誠に世間一般が不景氣を満喫する不況時代に素して、却て報徳の餘慶を味ふことは、永安の様式を講ずる上にも、非常によい効果をもたらすものと信ずるものであります、例へば昭和五年の善種金積高は、八百六十三圓であつて、善報金交附高は一千四百餘圓でありますから、社員の積立推譲に對して、最近の結果より見ますれば、約五百七十圓近く多額の善報金を支拂ひ得る様な好結果を得つゝあるのであります、こゝに於て善報金制度の妙味を感じると共に、事實上

報徳善種の精神が、明快に理解されるに至つたのであります。この交附する、善報金の取扱は、單なる金錢の取扱とは其趣を異にして、「つり錢」等は之を要せざる様計算して、之を角封筒に收め、恭しく之を二宮大先生の神前に供へて以て、天の賞賜の如く考慮して、この金子より、更に善種善果を招來する資源となすべく、訓示と共に社員に交附し、自宅に持ち歸りても、尙神前に捧げて意義ある使途に用ゆべくと考へ、この方法をとつておる次第であります。

要するに四十年の努力の結果は、孜々營々たる準備時代をすぎて今日に至り、善報金交附時代とまで到達したもので、正にこれ第二期に到達したものと云ひ得るのであります、この結果として、社員の心理状態も、以前とは非常に異つた變化をして参りました、乃ちよい結果を得たのは、報徳に對する圓満なる理解を得た事でこれ乃ち善報金交附の顯著な効果であります、この善報金制度は非常に宜敷い制度であります。

猶報徳社の事業經營法に二種ありと思ふのであります。一は金を得て後に仕事をする方法と、一は金の出來ない時に仕事をする方法とが夫れであります、私はどちらかと云へば、後者に屬する方であつて、金を使ふ主義である。前者は準備時代にある間に、社員がすでに倦怠を感じ易いものであるから、私は使ふ主義を探つておるのであります。その方法の可否は、單純に申上げることは出来ませんが、要は其人に依て種々の特色を有するのでありますから取捨共に其宜敷を得べきであります。

十週年記念に於て、或る方法で先手を打つたのであつたが、夫れであつて、善種金に致しましても、一時に餘り澤山推譲さする必要はないと思ふのであります、餘り澤山の額を要求すると、「あき」が來るのは普通の心理状態であるから、之が倦怠を來さうる様、當局たるものは、指導の方法を誤つてはなりません、これ一つに社長の責任であります。

次に社員の人達が喜ぶ様な施設をする事は、勿論種類によつては報徳の目的に副はないことがありますが、世の中の人情と云ふものを考へて行くと、最初にはそう云ふ施設も必要ではないかと思はれます、講演會の場合にしても其講師の配合を適宜安排して行かないとい、教化上不利な點が生ずるものであります。私の社に於て、模範青年及家族等に贈物をする場合、その品物の選擇の如き、亦注意を要するものゝ一つであると信じます、私はある時、金原明善翁に揮毫を願つて、之を青年に賞與として贈つた事がありました、之など最も意義あるものと存じます、何故ならば、其書が現在ではまたと得がたい價値あるものとなつて参りまして、忘れがたい記憶を残すものでありますからであります。

また人を導く場合、人間は何事に於ても先手を打つ方が効果が多い、しかしこの先手を打つことは、頭の中に於て相當の準備を要するものである、もし先手を他人に打たれた場合は、たとへ同じ仕事をした場合に於ても、其効果が顯はれないのみか、結局死金を使ふ様な事になる場合もよくあることである、私は合併

又托兒所で風呂をたてた事がありました、そして小供に入浴させ様と致しました所、入浴しようとするものが「風呂は夜はいるもの」また「暗い庭のすみではいるもの」と云ふ感じがあるので、眞晝間、明るい所で入浴する事など、思ひもつかぬ事であつたらしいのであります、また理髪は床屋を頼んでやらせて居ります、次に「べんたう」の點であります、辨當は各自に持參さするのですが、握り飯などが餘り大き過ぎて、子供が食べ悪く、かつ餘る事などがあるから、なるべく小さな手頃なものを持たすることが、得策であると信じます。

又小供の遠足の如きも行つて居りますが、之亦必要な事であると思ひます、海岸などへ参りまして、相撲をとらせたり、駆

足をさせたりすると、子供は非常に喜ぶものであります、大體に於て、子供の喜ぶ事は、親達も亦喜ぶものであります、之に反する事業は、盡く失敗に終るものであると云ふ事を、思はなくてはなりません、次に子供の宗教的氣分を養成する事なども、肝要な事の一つであると思ひます、また保育園へ來た子供と、他の児童とを比較して見ますと、入學後非常な成績の差異を認むるものであります。

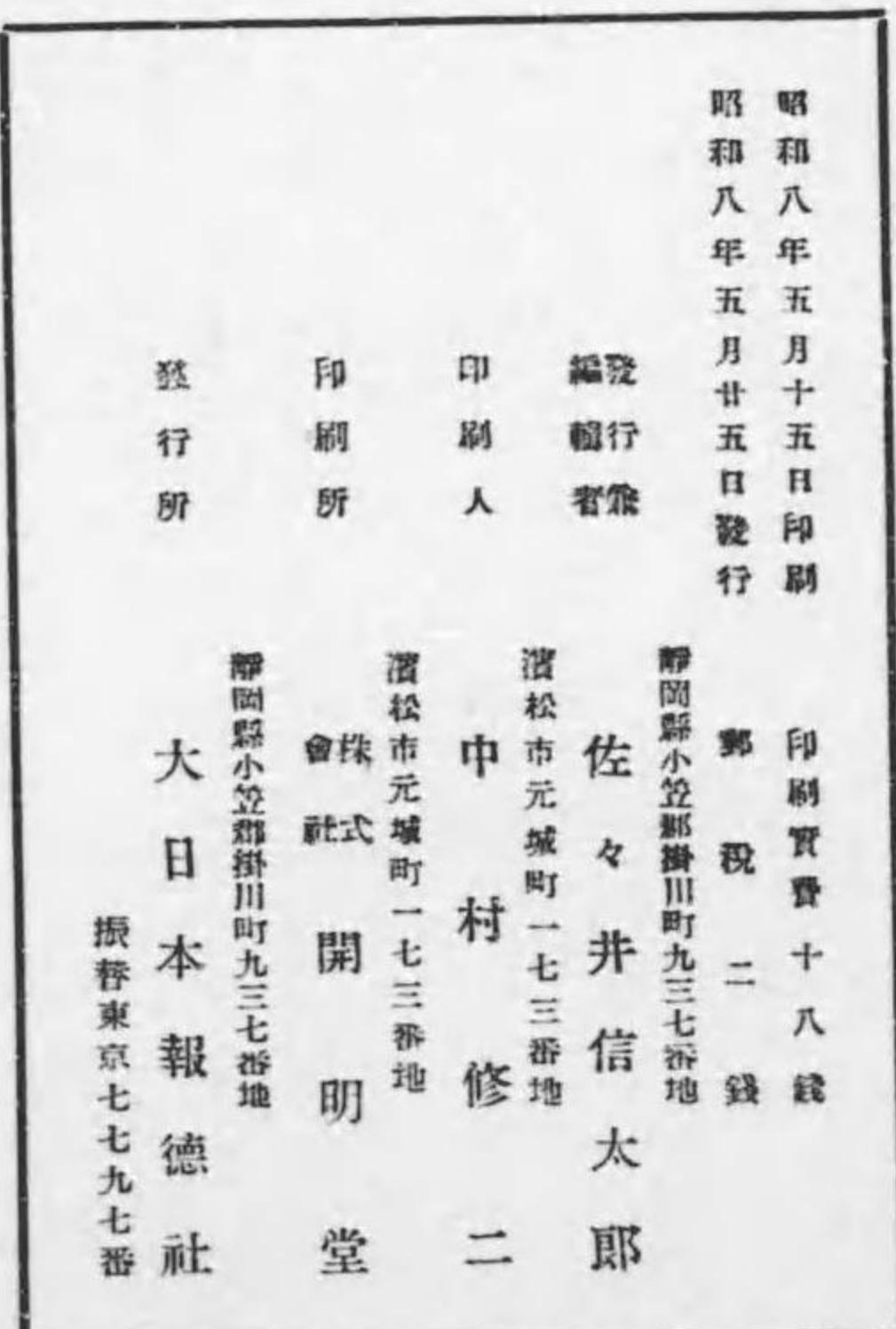
子供に睡眠の必要な事は論ずる迄もありませんが、托兒所に睡眠室の設けを、必要とすることを感じたのであります、また托兒所へ子供の出席する場合、親達などの送迎は、いかぬ事と思ひます、なるべく子供同志が、連れ立つて往復する事が最も宜敷いのであります、これは子供の依頼心を排除して、其独立性を養ふ點に於て、最も有効なる一方法であります。最後に児童保護事業が私の村に起つた動機について申上げますと、私が岡山縣視察の際、此の児童保護事業を調査して、歸來之を居村に實施したのが其の端緒となつたのであります、靜岡縣廳では村營を奨励しておるが、私の所では報徳社で經營しております。又勝間田村の児童保護事業の由來を考へますと、往年榛原郡地方に於ける、徵兵検査に際して、特に勝間田村の壯丁が統計上非常に體格が劣勢であつたから、之を憂慮して、根本的に児童保護事業に着眼したのでありました、故に或る時は偉大なる體格を有する、米人ゴットリープ夫妻及娘を招待して、其立派な體格を見せて、「皆様も此の人達の様に立派な體格となるべ

く心がけて下さい」と話した事もあります、その時彼の「ゴツトリープ」は一場の訓示をなして、曰く「よく遊べ」と、子供に教へたのであります。よく勉強せよと云ふのが普通の行方であるのに、彼は「よく遊べ」と云ふたのであるが、誠によく遊ぶものでなければ、よく勉強は出来ぬものであります。

また先年朝鮮視察團の一一行を迎へたことがありました、其時私の村では、よく報徳精神を發揮して、内鮮融和の方法を考へ、之を歓待したのであります、彼等の一一行は非常にその歓迎ぶりに満足して、内地の各地を訪問して到る所で、種々歓迎せられたけれど共、この勝間田村に於ける如き、眞實内鮮融和を實際に味ひ得た事は始めてであるとて、其宴席に於て感激の餘り兩者共に一圓融合して、歌ひかつ舞ふて、其歓迎の誠意を、理解し合つたことがありました。

終りに臨み、つたなき私の御話を致しまするに際して、長い間の御静聽を得ましたことを感謝し、最後に私の最も痛感しておる一事、大に必要であり大切である事柄は、日本の各家庭をして、今少し良くしなくてはならぬ、乃ち私は、各家庭をして、立憲的自治の家庭たらしめたき希望である、夫れは取りも直さず、すべて家族全體が、内外萬般の事を協議選擇して、一家經營の事に當る事にあると信するのであります。(文責在筆者)

### 〔中報徳社要覽〕終



終

